

福岡県立大学学則

法人規程第32号

平成18年4月1日

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 学部、学科及び学生定員（第4条・第5条）
- 第3章 大学院（第6条）
- 第4章 授業科目及び単位数（第7条・第8条）
- 第5章 学年、学期及び休業日（第9条・第10条）
- 第6章 履修方法及び単位修得の認定（第11条－第17条）
- 第7章 卒業、学位及び資格（第18条－第21条）
- 第8章 入学、転学、留学、退学及び休学（第22条－第33条）
- 第9章 除籍及び懲戒（第34条・第35条）
- 第10章 再入学（第36条・第37条）
- 第11章 外国人特別学生（第38条）
- 第12章 研究生、委託生、聴講生等（第39条－第43条）
- 第13章 入学考査料、入学料、授業料等（第44条）
- 第14章 職員組織（第45条）
- 第15章 教授会（第46条）
- 第16章 附属図書館等（第47条・第48条・第48条の2）
- 第17章 厚生施設（第49条・第50条）
- 第18章 名誉教授（第51条）
- 第19章 特任教員等（第52条－第53条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 福岡県立大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、広く知識を授け、実践を重視した専門の学芸を教育研究して、真理探究の精神と豊かな創造性を身につけた人材を育成し、もって文化の向上、保健・福祉の増進及び地域の発展に寄与することを目的とする。

（自己点検、評価等）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条に掲げる目的及び使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

（教育研究活動等の状況の公表）

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、情報を公開するものとする。

第2章 学部、学科及び学生定員

(学部)

第4条 本学に、次の学部及び学科を置く。

学 部	学 科
人間社会学部	公共社会学科
	社会福祉学科
	人間形成学科
看護学部	看護学科

2 前項に規定する学部及び学科の目的は、次のとおりとする。

学 部	目 的	
人間社会学部	人間と社会に関する諸科学を学ぶことによって、人間と社会とを総合的に理解し、他の専門職と協働して問題解決に取り組むことのできる心豊かな人材を養成することを目的とする。	
	学 科	目 的
	公共社会学科	現代社会の多様な課題に対応するため、地域社会と国際共生に焦点をあて、公共性に根ざした社会問題解決能力に秀でた人材育成を図ることを目的とする。
	社会福祉学科	複雑・多様化している生活問題（福祉問題）を解決するための科学的知識及び実践力を有する社会福祉の人材を養成することを目的とする。
	人間形成学科	人間の心身の形成過程と教育およびその諸問題に関する総合的な研究・教育を行い、保育・幼児教育または生涯にわたる心理臨床などに携わる専門的な人材を育成することを目的とする。
看護学部	看護学科	幅広い教養と豊かな人間性を備え、看護の専門職としての確かな判断力と実践能力を身につけ、他の専門職と協働し、健康上の課題に主体的・創造的に対応できる人材を育成することを目的とする。

(学生定員)

第5条 学科の定員は、次のとおりとする。

学部	学科名	学生定員	
		入学定員	収容定員
人間社会学部	公共社会学科	50人	200人
	社会福祉学科	50人	200人
	人間形成学科	50人	200人
看護学部	看護学科	90人	360人
計		240人	960人

第3章 大学院

(大学院)

第6条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規程は、別に定める。

第4章 授業科目及び単位数

(授業科目及び単位数)

第7条 本学で開設する授業科目は、基盤教育科目、全学横断型科目、専門教育科目、教科及び教職に関する科目並びに養護及び教職に関する科目とする。

2 基盤教育科目として、教養科目及び基礎科目を置く。

3 看護学部にあつては、専門教育科目に代えて、専門基礎科目及び専門科目を置く。

4 第1項に規定する授業科目のほか、外国人留学生のための外国人留学生特別科目を置くことができる。

5 各授業科目及びその単位数は、福岡県立大学学部履修規則（平成18年法人規則第20号）の定めるところによる。

(授業の方法)

第8条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項に規定する授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項に規定する多様なメディアを高度に利用して行う授業の実施について必要な事項は別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 前項に規定する学期の期間は学長の承認を得て変更することができる。

(休業日)

第10条 休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、学長が必要と認めたときは、休業日を変更し、又は臨時休業をすることができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春季休業 3月20日から4月5日まで

(4) 夏季休業 8月10日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月22日から翌年1月8日まで

第6章 履修方法及び単位修得の認定

(修業年限)

第11条 本学の修業年限は、4年とする。

2 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、休学期間は、これに算入しない。

(単位の基準)

第 1 2 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 4 5 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、1 5 時間から 3 0 時間までの範囲内で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、3 0 時間から 4 5 時間までの範囲内で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文及び卒業研究については、必要な学修等を考慮して、人間社会学部では 6 単位、看護学部では 2 単位とする。

(卒業に必要な科目及び単位)

第 1 3 条 卒業に必要な単位数については、人間社会学部においては 1 2 8 単位以上、看護学部においては 1 2 5 単位以上とする。

2 卒業に必要な科目及び単位は、学部ごとに別に定める。

(科目の自由履修)

第 1 4 条 学生は、他の学部又は学科の科目（実験及び実習科目を除く。）を、当該科目担当教員の許可を得て、履修することができる。

2 前項の規定により履修した科目の単位は、卒業に必要な単位には算入しない。ただし、各学科において別途指示するものについては、この限りでない。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第 1 5 条 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が他の大学又は短期大学における授業科目を履修することを認めることができる。

2 学生が前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、別に定めるところにより、修得単位が 3 0 単位を超えない範囲で、本学において修得したものと認定することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 1 6 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に、大学又は短期大学で履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位も含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に、短期大学又は高等専門学校の特攻科、大学の専攻科、修業年限 2 年以上の専修学校専門課程等において行った学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項の規定により学生の入学前の既修得単位又は学修について本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、合わせて 3 0 単位を超えないものとする。

(単位修得の認定方法)

第 1 7 条 科目の単位修得の認定は、試験又は平素の成績による。

- 2 試験は、学期末又は学年末に、その履修した科目について筆記、口述、論文等の方法により行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、随時試験を行うことがある。
- 4 卒業論文及び卒業研究の単位修得の認定については、別に定める。

第7章 卒業、学位及び資格

(卒業)

第18条 本学に4年以上在学し、かつ、第13条の規定により所定の科目を履修し、所要単位を修得した者には卒業証書・学位記を授与する。

(学位)

第19条 前条の規定により卒業証書・学位記を授与された者には、その在籍した学科に応じ次の学士の学位を授与する。

学部	学科	学位
人間社会学部	公共社会学科	学士（社会学）
	社会福祉学科	学士（社会福祉学）
	人間形成学科	学士（教育学）
看護学部	看護学科	学士（看護学）

(資格)

第20条 第13条に定める単位を修得した上、法令等に定める所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者は、次の資格等を取得することができる。

学部	学科	資格等の種類
人間社会学部	社会福祉学科	社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験受験資格
	人間形成学科	保育士の資格
看護学部	看護学科	保健師及び看護師の国家試験受験資格

(教諭の免許)

第21条 第13条に定める単位を修得した上、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項に規定する所定の科目を履修し、その単位を修得した者は、次の免許状を取得することができる。

学部	学科	免許状の種類
人間社会学部	公共社会学科	高等学校教諭一種免許状（公民） 高等学校教諭一種免許状（情報） 中学校教諭一種免許状（社会）
		高等学校教諭一種免許状（福祉）
	人間形成学科	幼稚園教諭一種免許状 特別支援学校教諭二種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）
看護学部	看護学科	養護教諭一種免許状

第8章 入学、転学、留学、退学及び休学

(入学)

第22条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第23条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第4項の規定により文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第24条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学考査料を添えて出願しなければならない。

(入学試験)

第25条 前条の入学志願者については、学長の定めるところにより、入学試験を行う。

(入学手続及び入学許可)

第26条 入学試験の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、保証人連署の誓約書及び学長が別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第27条 前条の保証人は、親族その他本学が適当と認める者で、学生の身上に係る一切の事項について連帯してその責任に任ずる者でなければならない。

2 学生は、保証人の身分の変動があったときは、新たに保証人を定めて前条第1項の誓約書を本学に提出しなければならない。また、保証人の住所の変更があったときは、学長に届けなければならない。

(編入学)

第28条 学長は、本学に編入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより、選考の上相当年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第29条 学長は、他の大学から本学に転学を志願する者には、別に定めるところにより、選考の上これを許可することができる。この場合において、現に在学する大学の学長の許可書を願書に添付しなければならない。

(転学科、転学部及び転学)

第30条 学長は、他の学科に転学科を志願する者又は他の学部で転学部を志願する者に対し、所定の手続により、選考の上転学科又は転学部を許可することができる。

2 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、事前に学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第31条 外国の大学又は短期大学で学習することを志願する者は、学長の許可を受けて留学することができる。

2 前項の留学期間は、第11条に規定する在学期間を含めることができる。

3 第15条の規定は、第1項に規定する留学について準用する。

(退学)

第32条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、その理由を明記し、保証人連署の上、退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第33条 病気その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、その理由を明記し、保証人連署の上、休学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。この場合において、病気を理由とする者にあつては、医師の診断書を添付しなければならない。

2 学長は、病気その他やむを得ない事由により修学に適しないと認める者に対し休学を許可することができる。

3 休学期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由のある者には、更に1年以内の休学を許可することができる。

4 休学期間は、通算して修業年限を超えることができない。

5 休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を受けて復学することができる。

第9章 除籍及び懲戒

(除籍)

第34条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を、当該学生の所属する学部の教授会の議を経て除籍することができる。

(1) 第11条第2項に規定する在学期間を超えた者

(2) 授業料等の納付を怠り、督促を受けてなお納付しない者

(3) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(4) 許可を受けた休学期間を超えて、なお修学できない者

- 2 前項の規定にかかわらず、前項第3号に掲げる者のうち死亡したものについては、教授会の議を経ずに除籍するものとする。この場合においては、当該学生が死亡した日をもって除籍とする。

(懲戒)

第35条 学長は、本学の学則その他の規程に反し、秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為のあった者を当該学生の所属する学部の教授会の議を経て懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学処分とする。

- 3 前項の退学処分は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第26条第3項の定めるところによる。

第10章 再入学

(退学者の再入学)

第36条 学長の許可を受けて退学した者が再入学を希望したときは、学長はその者の所属していた学部の教授会の議を経て再入学させることができる。

(除籍又は退学処分を受けた者の再入学)

第37条 除籍又は退学処分を受けた者が再入学を希望するときは、除籍事由が消滅した又は反省の実があると認められるときに限り、学長は、その者の所属していた学部の教授会の議を経て再入学させることができる。

第11章 外国人特別学生

(外国人特別学生)

第38条 外国人で本学において教育を受ける目的をもって入国し、第25条に規定する入学試験によらないで本学に入学しようとする者がある場合は、教授会の選考を経て、入学させることができる。

- 2 外国人特別学生については、本条に定めるほか本学学生に関する規定を準用する。

第12章 研究生、委託生、聴講生等

(研究生)

第39条 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者で、本学において、特定の専門事項について研究を志願する者があるときは、選考の上、研究生として許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第40条 本学の教育研究分野に密接に関連する職業分野で現に働いている者等で、当該所属先の委託により本学に入学を志願するものは、第25条の規定によらず入学を許可することがある。

- 2 委託生の入学資格並びに教育課程、学習の評価その他教育及び指導に関し必要な事項は別に定める。

(聴講生)

第41条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、聴講生として許

可することがある。

- 2 聴講生の資格並びに教育課程、学習の評価その他教育及び指導に関し必要な事項は別に定める。
(科目等履修生)

第42条 科目等履修生として大学で開設する授業科目を履修しようとする者があるときは、選考の上、履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生として履修を志願することのできる者の資格及び単位の授与に関し必要な事項は別に定める。
(特別聴講学生)

第42条の2 他大学との連携協定に基づき、本学で開設する授業科目を履修しようとする者があるときは、特別聴講学生として選考の上、履修を許可することがある。

- 2 特別聴講学生として履修を志願することのできる者の資格及び単位の授与に関し必要な事項は別に定める。
(公開講座等)

第43条 本学では、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うことができる。

- 2 公開講座等について必要な事項は、別に定める。

第13章 入学考査料、入学料、授業料等

(授業料等)

第44条 入学考査料、入学料、授業料その他の費用の種類、額及び納入方法等については、別に定める。

第14章 職員組織

(職員等)

第45条 本学に次の職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 教授
- (3) 准教授
- (4) 講師
- (5) 助教
- (6) 助手
- (7) 事務職員
- (8) 技術職員
- (9) その他の職員
- 2 本学に事務局を置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 教授会

(教授会)

第46条 本学の各学部に教授会を置く。

- 2 教授会は、当該学部の教授、准教授及び専任講師をもって構成する。
- 3 教授会には、当該教授会の定めるところにより、助教その他の職員を加えることができる。
- 4 教授会は、当該学部にかかる次の事項について審議する。
 - (1) 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項並びに学位の授与に関する事項
 - (2) 教育課程の編成に関する事項
 - (3) 学長から諮問を受けた教員の採用、昇任に係る選考に関する事項
 - (4) その他学部の運営に関する重要事項
- 5 前各項に規定するもののほか、教授会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

第16章 附属図書館等

(附属図書館)

第47条 本学に附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に関する事項は、別に定める。

(附属研究所)

第48条 本学に附属研究所を置く。

- 2 附属研究所に関する事項は、別に定める。

第48条の2 本学に看護実践教育センターを置く。

- 2 看護実践教育センターに関する事項は、別に定める。

第17章 厚生施設

(学生寮)

第49条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮に関する事項は、別に定める。

(保健室)

第50条 本学に保健室を置き、職員及び学生の健康管理及び応急処置を行う。

第18章 名誉教授

(名誉教授)

第51条 本学に学長、教授、准教授（助教授を含む。）又は講師として多年勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあったものに対し、名誉教授の称号を授与することができる。

- 2 名誉教授の称号授与に関して必要な事項は、別に定める。

第19章 特任教員等

(特任教員)

第52条 本学に特任教員として、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教及び特任研究員を置くことができる。

- 2 特任教員に関して必要な事項は、別に定める。

(客員教員)

第53条 本学に客員教員として、客員教授及び客員准教授を置くことができる。

2 客員教員に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の際廃止された福岡県立大学学則（平成15年4月福岡県告示第690号の2。以下「廃止前の学則」という。）に基づいて履修した科目及び課程並びに廃止前の学則の規定により受けた許可等は、この学則に基づいて履修した科目及び課程並びにこの学則の相当規定により受けた許可等とみなす。ただし、この学則に相当する規定がないときは、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）前に在学していた者で施行日以後も引き続き在学するものに係る授業科目、教員免許状の種類及び卒業の要件については、この学則による改正後の学則第5条、第7条、第21条、別表第1、別表第3、別表第4、別表第6、別表第7、別表第8の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成22年3月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、平成24年4月1日以降に入学した学生について適用し、この学則の施行日前に在学していた者で施行日以後も引き続き在学するものについては、改正前の規定は、なおその効力を有する。
- 3 平成24年4月1日以降において、本学に転・編入学した者に係る授業科目、単位数、卒業要件、免許状の種類等に関しては、当該者の属する年次と同一年次に属する者の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成25年9月25日から施行する。但し、別表第6は平成25年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条の規定は、令和4年4月1日以降に入学した学生について適用し、この学則の施行日前に在学していた者で施行日以後も引き続き在学する者については、改正前の規定は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の学則の規定は、令和7年4月1日以降に入学した学生について適用し、この学則の施行日前に在学していた者で施行日以後も引き続き在学する者については、改正前の規定は、なおその効力を有する。

5. 福岡県立大学学部履修規則

法人規則第20号
平成18年4月1日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、福岡県立大学学則（以下「学則」という。）第7条、第13条第2項及び第17条第4項の規定に基づき、福岡県立大学（以下「本学」という。）の学部学生が本学を卒業するために履修すべき授業科目、単位数、その履修方法及び授業科目を履修し単位を修得するために必要な事項並びに学則第20条及び第21条に規定する資格及び免許を取得するために必要な事項について定めるものとする。

第2章 卒業に必要な科目及び単位

(卒業必要単位)

第2条 学部学生が本学を卒業するために履修すべき授業科目とその履修方法及び最低必要単位数は、別表第1のとおりとする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第3条 基盤教育科目及び各学科の専門教育科目等の各授業科目、単位数、標準履修年次及び履修方法等は、別表第2から別表第7までのとおりとする。

第3章 授業科目の履修

第1節 履修の原則

(標準履修年次)

第4条 授業科目は、原則として別表に定める標準履修年次に従って計画的に履修するものとする。

(通年科目)

第5条 通年の授業科目（以下、通年科目という。）は、原則として連続した二学期（前期・後期又は後期・前期）に渡って履修しなければならない。

(履修の順序)

第6条 授業科目のⅠ、Ⅱ、Ⅲ等の区別は履修の順序を示し、Ⅰ、Ⅱの順に履修しなければならない。

ただし、Ⅰを履修して単位認定試験に不合格で単位未修得の場合に限り、Ⅰと同時期に、又はⅠの単位修得前にⅡを履修することができる。

2 授業科目のA、B、C等の区別は授業内容の区別を示し、特に指定のない限りどれから履修しても差し支えない。また、特に指定のない限りいずれかの科目の履修でも差し支えない。

(履修人数の制限)

第7条 使用教室、使用機材又は教育効果等の理由から、履修の人数を制限することがある。

(履修の不可)

第8条 履修登録をしていない授業科目は、履修することができない。

2 既に履修して単位を修得した授業科目は、再度履修することはできない。

(履修の条件)

第9条 授業科目によっては、その科目を履修するための条件を設定することがある。

第2節 履修の方法

(必修)

第10条 必修の授業科目は、必ず履修してその単位を修得しなければならない。ただし、看護学部看護学科の専門科目にあつては、別表第7-2の条件に従って履修しなければならない。

(選択必修)

第11条 選択必修の授業科目は、指定された科目の中から、指定された科目数又は単位数を履修してその単位を修得しなければならない。

(選択)

第12条 選択の授業科目は、自由に選択して履修することができる。ただし、授業科目によってはそのねらい又は内容から、一定の履修条件を定めることがある。

(自由選択)

第13条 自由選択の授業科目は、次の二つの方法のいずれか又は両方により履修することができる。

- (1) 所属学部・学科の開設授業科目については、卒業必要単位数を超えて修得した単位はすべて自由選択により修得したものとみなされる。
- (2) 他学部・学科の開設授業科目については、実験・実習科目を除き、各学部・学科の指定する科目の中から自由に選択して履修することができる。ただし、この場合は、あらかじめ当該科目の自由選択による履修を登録しなければならない。
- 2 各学部・学科の開設授業科目のうち他学部・学科の学生が自由選択可能な授業科目は、それを提供する学部・学科ごとに定めるところによるものとする。
- 3 看護学部の学生は、第1項の規定に従い、自由選択の授業科目を履修することができる。ただし、教科及び教職に関する科目並びに養護及び教職に関する科目（看護学部の専門基礎科目及び専門科目並びに他学部が自由選択として定める科目を除く）は、自由選択の修得科目としない。

第3節 履修の登録

(履修科目の登録)

第14条 学生は、各学期ごとに定められた期日までに、履修しようとする授業科目を登録しなければならない。

- 2 各学期に履修できる科目に係る単位数の合計は、原則として次の表の単位数を超えることはできない。

学部	学科	上限単位数
人間社会学部	公共社会学科	30単位
	社会福祉学科	56単位（年間）
	人間形成学科	30単位
看護学部	看護学科	30単位

- 3 前項の規定において、通常の授業期間外に授業が行われる科目（集中講義、海外語学実習等）、学科専門教育科目を除く教科及び教職に関する科目（高等学校教諭一種免許状（公民、情報、福祉）・中学校教諭一種免許状（社会）・特別支援学校教諭二種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者））は、単位数制限の対象外とする。
- 4 学期を跨ぐ科目の各学期での単位数については、別に定めるところによるものとする。
- 5 2項の規定は、3年次編入生、休学者又はその他やむを得ない事由があると認められた者については、適用しない。
- 6 授業科目の履修登録の方法、手続きについては、別に定めるところによるものとする。

(登録科目)

第15条 履修を登録した科目については、その履修及び単位の修得を放棄することはできない。

(履修登録の変更・取り消し)

第16条 履修登録科目を変更し、又は取り消そうとするときは、各学期ごとに定められた期日までに学務部に届け出なければならない。

第4節 欠席、遅刻、公欠

(欠席)

第17条 授業を欠席する場合は、事前に所定の欠席届を提出しなければならない。やむを得ない事由により未提出のまま欠席した場合は、事後速やかに提出するものとする。

(遅刻)

第18条 授業開始時刻に遅れて参加した場合、原則として30分以内は遅刻とみなし、これを超えた場合は欠席とみなす。

(公欠)

第19条 授業の公欠として扱う範囲は次のとおりとし、公欠願に関係者の証明を受け、必要な書類を添付して、できるだけ速やかに学務部に届出なければならない。

- (1) 学校保健安全法により出席を停止された場合
- (2) 天災・ストライキなどにより交通機関が途絶または遅延した場合
- (3) 3親等以内の親族の忌引の場合。この場合の公欠期間は、1親等7日間、2親等3日間、3親等1日間とする。
- (4) 学外で正課の実習（学外での事前・事後指導を含む）を行う場合
- (5) 骨髄・末梢血幹細胞提供を行う場合
- (6) その他、学部長が相当と認める場合

第4章 卒業論文・卒業研究

(着手要件)

第20条 人間社会学部における卒業論文の着手要件は、3年次までに卒業必要単位のうち80単位以上を修得していることとする。ただし、編入学生についてはこの限りではない。

(題目の届出)

第21条 人間社会学部にあつては、6月末日までに卒業論文の仮題目を学務部に届け出なければならない。ただし、6月末日が通常授業日以外の場合は、それ以前の直近の通常授業日までとする。

(書式等)

第22条 卒業論文・卒業研究の書式、字数、提出様式等は、各学部・学科ごとに定めるところによるものとする。

(提出締切日)

第23条 卒業論文・卒業研究は、指導教員の指導に従って作成し、次の表の期日までに学務部に提出するものとする。ただし、国家試験実施日の状況に応じて、期日を別途定める場合がある。なお、当日が通常授業日以外の場合は、翌日以降の直近の通常授業日までとする。

学部	学科	提出締切日
人間社会学部	公共社会学科	1月20日
	社会福祉学科	12月20日
	人間形成学科	1月20日
看護学部	看護学科	12月20日

2 前項の締切日までに提出しない場合は、卒業論文・卒業研究の単位の認定を受けることができない。

3 前項に該当した場合又は単位認定の結果が不合格となった場合の再提出日は、特別の事情のない限り、翌年度の7月末日とする。

(卒論発表会)

第24条 人間社会学部にあつては、卒業論文発表会を原則として毎年2月の第1火曜日に行うものとし、当日の学部授業は休講とする。ただし、国家試験実施日の状況に応じて、期日、実施形式を別途定める場合がある。

(単位の認定及び保留)

第25条 人間社会学部において、卒業論文の単位の認定は、卒業論文指導担当者会議で協議の上、当該指導教員が行うものとする。

2 看護学部において、卒業研究の単位の認定は、卒業研究指導担当者会議で協議の上、当該教員が行うものとする。

3 人間社会学部において、卒業論文の提出締切日が属する学期の終わりまでに卒業に必要な授業科目の単位数を満たすことができない場合は、これを満たすに至るまでの間、その単位の認定を保留するものとする。ただし、不合格の場合は本人に通知するものとする。

第5章 卒業の延期

(卒業延期)

第26条 卒業の延期は、学部教授会の議を経て学長が決定するものとする。

(卒業時期)

第27条 前条による卒業延期決定後の卒業時期は、原則として次のとおりとする。

- (1) 授業科目の単位不足によるときは、授業科目の卒業必要単位数を満たすに至る学期の末日とする。ただし、休学期間を除いて、在学期間は8年を超えることはできない。
- (2) 卒業論文又は卒業研究の未提出又は不合格によるときは、第23条第3項による再提出をした上で単位の認定を受け、合格したときは当該学期の末日とする。
- (3) 前二号が重複するときは、卒業論文又は卒業研究の単位を含めた卒業必要単位数を満たすに至る学期の末日とする。

第6章 単位の認定と試験

第1節 単位の認定

(単位認定の条件)

第28条 履修登録をした授業科目の単位の認定を受けるためには、原則として授業実施回数（補講も含む。）の3分の2以上の出席を要するものとする。

2 前項の出席回数に満たないときは、特別の事由のない限り、失格とする。

(単位の分割認定の不可)

第29条 授業科目ごとに定められた単位は、分割して認定することはできない。

(既修得単位の取消の不可)

第30条 既に履修して修得した授業科目の単位は、学生の申し出によってこれを取り消すことはできない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第31条 学部学生の入学前の既修得単位等の認定については、別に定めるところによるものとする。

(他の大学等で履修した単位の認定)

第32条 学部学生が本学在学中に他の大学等（外国の大学等を含む。）で履修した授業科目又は修得した単位の認定については、別に定めるところによるものとする。

第2節 試験と成績評価

(成績の評価基準及び通知)

第33条 成績評価は、100点を満点とする次の5段階の評価点で行い、各段階に以下の成績評語およびGP（グレード・ポイント）を当て、60点以上を合格として単位を認定するものとする。

評価点	成績評語	GP	単位の認定
90～100	S	4.0	認定する（合格）
80～89	A	3.0	
70～79	B	2.0	
60～69	C	1.0	
0～59	不可	0.0	認定しない（不合格）

2 履修登録科目の成績は、学期ごとに、前項の成績評語及び以下の計算式により算出した獲得GPにより通知するものとする。

獲得GP = (履修登録科目の単位数) × (成績評語に対応するGP)

3 前項の通知に加え、学期ごとに、以下の計算式により算出したGPA（グレード・ポイント・アベレージ）及び累積GPAを通知するものとする。

$$GPA = \frac{\text{当該学期の履修登録科目の獲得GPの総和}}{\text{当該学期の履修登録科目の総単位数}}$$

(小数第3位を切り捨て)

$$\text{累積GPA} = \frac{\text{前学期までの獲得GPの総和} + \text{当該学期の獲得GPの総和}}{\text{当該学期までの履修登録科目の総単位数}}$$

(小数第3位を切り捨て)

- 4 成績評価の通知の詳細については、別に定めるところによるものとする。

(本試験)

第34条 授業科目の単位を認定するために、学期ごとに本試験を行う。ただし、授業科目のねらい又は内容によっては試験以外の授業内レポートや小テスト、発表等により、あるいはそれらと試験を併用した総合的な評価により単位認定を行うことがある。

- 2 通年科目は、原則として各学期に本試験を行う。この場合の試験成績は、原則として各学期の成績の平均値によるものとする。

(追試験)

第35条 病気その他やむを得ない事由により本試験を受験することができなかった者は、申し出により追試験を受けることができる。

- 2 追試験を希望する者は、所定の用紙にその事由を記載し、かつそれを証明する書面を添えて、当該試験日より原則として3日以内に学務部に申し出なければならない。
- 3 追試験は、原則として本試験終了後に、科目担当教員が期日を定めて1回限り行う。
- 4 追試験の成績評価は、本試験に準じて行う。

(再試験)

第36条 本試験又は追試験で不可(不合格)となった者に、再試験を実施することができる。

- 2 再試験の受験を希望する者は、所定の期間内に科目担当教員の受験許可を受け、再試験受験願を学務部に提出しなければならない。
- 3 再試験は、科目担当教員が期日を定めて1回限り行う。
- 4 再試験の成績評価は、最高点を60点としてC(合格)又は不可(不合格)のいずれかで行う。

(再評価制度)

第36条の2 看護学部学生は、看護学部再評価制度(以下「再評価制度」という。)を適用する科目が不可(不合格)となった場合、申し出により次の開講年度の当該科目の授業に出席することなく、成績評価を受けることができる。ただし、第28条第1項に規定する出席を満たさない者を除く。

- 2 再評価制度の適用を希望する者は、当該科目の次の開講年度の履修登録期間内に再評価願を学務部に届け出なければならない。
- 3 前項の届出をした者は、当該科目の履修登録をしたものとみなす。
- 4 再評価制度の成績評価は、最高点を60点としてC(合格)又は不可(不合格)のいずれかで行う。
- 5 再評価制度を適用する科目及び適用基準については、別に定めるところによる。

(受験上の注意)

第37条 試験を受験するときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 受験の放棄(無断欠席、答案の不提出又は無記名白紙答案の提出等)は認めない。本試験の放棄と見なされる場合は本試験の得点を無得点とし、追試験、再試験ともに受験を許可しない。ただし、急病その他やむを得ないと認められるときは、監督者が答案用紙の提出を許可することがある。
- (2) 試験開始後20分以上の遅刻は認めない。また30分以内の試験場からの退出はできない。
- (3) 試験場では監督者の指示に従わなければならない。
- (4) 途中退出する場合は、監督者の許可を得て、答案を提出しなければならない。
- (5) 許可されたもの以外は試験場に持ち込んで서는ならない。
- (6) 机上には学生証を置き、監督者に明示しなければならない。学生証を忘れた場合は、学務部で仮証明書を発行してもらうこと。
- (7) 机上には受験に必要なもの以外は一切置いてはならない。携帯電話等は電源を切って鞆等に保管すること。

(不正行為)

第38条 受験中に不正行為があると認めたとき、又はその確認のための監督者の指示に従わなかったときは、当該学期の全試験科目の受験を無効とする。

- 2 不正行為者に対する前項の措置及びその後の指導等は、教授会の議を経て学部長が行う。
- 3 不正行為者に対する懲戒処分又は厳重注意（以下、「処分」という。）が必要と判断したとき、学長は、本学学生懲戒規程（平成27年第64号）に基づき処分を行うものとする。

（単位認定の通知）

第39条 期日を定めて、授業科目ごとに単位認定の可否を通知する。

（成績表の交付と質問窓口）

第40条 前条の通知後、期日を定めて、成績表を交付する。

- 2 成績に関して、指定された成績質問期間に質問窓口を設置する。
- 3 前項の窓口を学務部教務入試班とする。

第7章 資格・免許の取得

（資格・免許の取得方法）

第41条 本学における資格・免許の取得方法は、この章に定めるもののほか、各学部又は学科ごとに定めるものとする。

第1節 人間社会学部

（公共社会学科）

第42条 公共社会学科の学生で、高等学校教諭一種免許状（公民、情報）及び中学校教諭一種免許状（社会）の取得のために必要な科目及び単位は、別表第8-1から別表第11までのとおりとする。

（社会福祉学科）

第43条 社会福祉学科の学生で、社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験受験資格を得るために必要な科目及び単位は、別表第12及び別表第13のとおりとする。

- 2 社会福祉学科の学生で、高等学校教諭一種免許状（福祉）の取得のために必要な科目及び単位は、別表第14から別表第16までのとおりとする。

（人間形成学科）

第44条 人間形成学科の学生で、保育士資格を取得するために必要な科目及び単位は、別表第17及び別表第18のとおりとする。

- 2 人間形成学科の学生で、幼稚園教諭一種免許状を取得するために必要な科目及び単位は、別表第19から別表第22までのとおりとする。
- 3 人間形成学科の学生で、特別支援学校教諭二種免許状を取得するために必要な科目及び単位は、別表第23のとおりとする。
- 4 人間形成学科の学生で、公認心理師国家試験受験資格を取得するために必要な科目及び単位は、別表第24のとおりとする。

第2節 看護学部

（看護学科）

第45条 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条別表3に基づき、本規則別表第2-1、2-2、3、7-1及び7-2で定める授業科目を履修し、卒業要件単位数を修得した者は、卒業時に看護師国家試験受験資格を取得することができる。

- 2 看護学科の学生で、保健師国家試験受験資格を取得するために必要な科目及び単位は、別表第25のとおりとする。
- 3 看護学科の学生で、養護教諭一種免許状を取得するために必要な科目及び単位は、別表第26から別表第28までのとおりとする。

第8章 外国人留学生特別科目

（外国人留学生特別科目）

第46条 学則第7条第4項に規定する外国人留学生特別科目とその履修方法等は、別表第29のとおりとする。

第9章 改廃

(改廃)

第47条 この規則の解釈に疑義が生じた場合及びこの規則の改廃は、各学部教授会の議を経て理事長の決するところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行し、同年度の入学生から適用する。ただし、平成17年度以前の入学生については、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第33条、第35条(「定期試験」を「本試験」とし、第4項において「期間」を削除する部分を除く。)及び第36条第5項は、平成20年度の入学生及び平成22年度の転編入学生から適用し、平成19年度以前の入学生及び平成21年度以前の転編入学生については、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成24年4月1日以降に入学した学生について適用し、この規則の施行日前に在学していた者で施行日以後も引き続き在学する者については、改正前の規定は、なおその効力を有する。
- 3 平成24年4月1日以降において、本学に転・編入学した者に係る授業科目、単位数、卒業要件、免許状の種類等に関しては、当該者の属する年次と同一年次に属する者の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成26年4月1日以降に入学した学生について適用し、この規則の施行日前に在学していた者で施行日以後も引き続き在学する者については、改正前の規定は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の改正規定は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 別表第1、別表第2-1、別表第2-2、別表第7-1、別表第7-2及び別表第24の改正後の規定は、平成31年4月1日以降に入学した学生について適用し、この規則の施行日前に在学していた者で施行日以後も引き続き在学する者については、改正前の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第33条第1項、第36条第4項、第36条の2第4項、別表第5及び別表第23の改正後の規定は、平成31年4月1日以降に入学した学生について適用し、この規則の施行日前に在学していた者で施行日以後も引き続き在学する者については、改正前の規定を適用する。
- 3 前項の場合において、平成31年4月1日以降に本学に転・編入学した者は、当該者が属する年次の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第20条、第36条の2の規定及び別表第7-2に係る履修条件を除く改正後の規定は、平成31年4月1日以降に入学した学生について適用し、この規則の施行日前に在学していた者で施行日以後も引き続き在学する者については、改正前の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和2年4月1日以降に入学した学生について適用し、この規則の施行日前に在学していた者で施行日以後も引き続き在学する者については、改正前の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第5の規定は、令和3年4月1日以降に入学した学生について適用し、この規則の施行日前に在学していた者で施行日以後も引き続き在学する者については、改正前の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和4年4月1日以降に入学した学生について適用し、この規則の施行日前に在学していた者で施行日以後も引き続き在学する者については、改正前の規定を適用する。
- 3 高等学校教諭一種免許状（情報）の取得に関しては、前項にかかわらず改正後の規定に従い必要な科目の単位を修得するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 別表第5基幹科目及び関連科目、別表第6展開科目（心理コース）の規定を除く改正後の規定は、令和5年4月1日以降に入学した学生について適用し、この規則の施行日前に在学していた者で施行日以後も引き続き在学する者については、改正前の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規定は、令和7年4月1日以降に入学した学生について適用し、この規則の施行日前に在学していた者で施行日以後も引き続き在学する者については、改正前の規定を適用する。

別表第1 卒業必要科目及び単位数

区 分			人 間 社 会 学 部									看護学部					
			公共社会学科			社会福祉学科			人間形成学科			看護学科					
			必修	選択	自由 選択	必修	選択	自由 選択	必修	選択	自由 選択	必修	選択	自由 選択			
基 盤 教 育 科 目	教 養 科 目	人文科学	4	12	12	4	12	12	4	12	12		6	8			
		社会科学	4			4			4								
		自然科学	4			4			4								
		複合領域	4			4			4				2				
	基 礎 科 目	必須外国語	英語	6			6			6			6			6	
		選択外国語	英語、 ロシア語、 中国語、 仏語、 独語他			6			6			6				2	
			情報処理			2			2			2			1		
		健康科学	講義			2			2			2					
			実習	2			2			2							
		基礎ゼミ		1			1			1			1				
		発展ゼミ															
		全学横断型科目															
	専門基礎科目(看護学部)											8					
	専 門 科 目 (看護学部)											91					
	専門教育科目(人間社会学部)		24	45		16	53		14	55							
	教科及び教職に関する科目																
養護及び教職に関する科目																	
合 計 (卒業必要最低単位数)			128			128			128			125					

注1：上表の「選択」には「選択必修」も含まれる。

2：人間社会学部における「専門教育科目」、看護学部における「専門科目」には、卒業論文又は卒業研究が含まれる。

3：「自由選択」の履修方法

他学部・他学科の開設科目を含み、「基盤教育科目」「全学横断型科目」「専門基礎科目」「専門科目」「専門教育科目」及び「教科及び教職に関する科目」から自由に選択履修することができる。ただし、自分の所属する学部・学科の開設科目は自由に選択できるが、他学部・他学科の開設科目の場合は、当該学部・学科が指定した科目の中から選択し、あらかじめその履修を届け出なければならない。

なお、看護学部においては、「教科及び教職に関する科目」並びに「養護及び教職に関する科目」(看護学部の「専門基礎科目」及び「専門科目」並びに他学部が自由選択として定める科目を除く)は、自由選択の修得単位としない。

別表第2-1 基盤教育科目（教養科目）

授業科目の区分と科目名			単位		授業方法	開設時期（標準履修年次）				卒業要件	
			必修	選択		1年次	2年次	3年次	4年次	人間社会学部	看護学部
教養科目	人文科学	哲学		2	講義	2				人文科学、社会科学、自然科学、複合領域から各4単位以上を修得し、かつ合計28単位以上	選択6単位以上
		論理学		2	講義		2				
		宗教学		2	講義		2				
		心理学概論		2	講義	2					
		日本近現代史		2	講義	2					
		アート論		2	講義	2					
		文学		2	講義	2					
		哲学の人間学		2	講義	2					
	社会科学	社会学A		2	講義	2					
		社会学B		2	講義	2					
		法学		2	講義	2					
		* 憲法		2	講義	2					
		政治学		2	講義	2					
		経済学		2	講義	2					
		国際関係論		2	講義		2				
		社会思想史		2	講義		2				
	自然科学	科学史		2	講義		2				
		生物学		2	講義	2					
		化学		2	講義	2					
		物理学		2	講義	2					
		統計学		2	講義	2					
		情報科学		2	講義	2					
		One Health		2	講義	2					
		数学概論		2	講義	2					
	複合領域	* 人権論		2	講義	2					選択2単位以上
		* ジェンダー論		2	講義			2			
		現代社会と嗜癖		2	講義	2					
		性教育学		2	講義			2			
グローバル社会論			2	講義		2					
入門・数字で見る日本社会			2	講義	2						
ライフキャリア論			2	講義	2						

注1：全学科の学生は、「基盤教育科目」の「教養科目」の中で、人権教育に関する科目として「憲法」「人権論」「ジェンダー論」の3科目のうちから必ず1科目2単位以上を修得しなければならない。

2：「社会学A」「社会学B」は、公共社会学科の必修指定科目である。

3：教員免許状（高校教諭一種（公民、情報、福祉）、中学校教諭一種（社会）、養護教諭一種、養護教諭二種、幼稚園教諭一種）取得希望者は、「憲法」を必ず履修しなければならない。

別表第2-2 基盤教育科目（基礎科目）

授業科目の区分と科目名			単位		授業方法	開設時期（標準履修年次）				卒業要件	
			必修	選択		1年次	2年次	3年次	4年次	人間社会学部	看護学部
必須外国語	リーディング・ライティング 初級（1）	1		演習	1				必修6単位 ※履修クラス（初級・中級・上級）は別途指示する。		
	リーディング・ライティング 中級（1）										
	リーディング・ライティング 上級（1）										
	リーディング・ライティング 初級（2）	1		演習	1						
	リーディング・ライティング 中級（2）										
	リーディング・ライティング 上級（2）										
	スピーキング・リスニング 初級（1）	1		演習	1						
	スピーキング・リスニング 中級（1）										
	スピーキング・リスニング 上級（1）										
	スピーキング・リスニング 初級（2）	1		演習	1						
	スピーキング・リスニング 中級（2）										
	スピーキング・リスニング 上級（2）										
	総合英語初級（1）	1		演習		1					
	総合英語中級（1）										
	総合英語上級（1）										
	総合英語初級（2）	1		演習		1					
	総合英語中級（2）										
	総合英語上級（2）										
基礎科目 選択外国語	英語講読Ⅰ		1	演習			※1	※2	海外語学実習、海外語学実習事前指導を除いた科目の中から選択して6単位以上 ※入学後2年間は選択外国語を変更することはできない。なお履修パターンは別途指示する。	英語講読Ⅱ、コリア語Ⅲ-（1）、コリア語Ⅲ-（2）、中国語Ⅲ-（1）、中国語Ⅲ-（2）、海外語学実習、海外語学実習事前指導を除いた科目の中から選択して2単位以上	
	英語講読Ⅱ		1	演習			1				
	コリア語Ⅰ-（1）		1	演習	1						
	コリア語Ⅰ-（2）		1	演習	1						
	コリア語Ⅱ-（1）		1	演習		1					
	コリア語Ⅱ-（2）		1	演習		1					
	コリア語Ⅲ-（1）		1	演習			1				
	コリア語Ⅲ-（2）		1	演習			1				
	中国語Ⅰ-（1）		1	演習	1						
	中国語Ⅰ-（2）		1	演習	1						
	中国語Ⅱ-（1）		1	演習		1					
	中国語Ⅱ-（2）		1	演習		1					
	中国語Ⅲ-（1）		1	演習			1				
	中国語Ⅲ-（2）		1	演習			1				
	仏語Ⅰ-（1）		1	演習	1						
	仏語Ⅰ-（2）		1	演習	1						
	仏語Ⅱ-（1）		1	演習		1					
	仏語Ⅱ-（2）		1	演習		1					
	独語Ⅰ-（1）		1	演習	1						
	独語Ⅰ-（2）		1	演習	1						
	独語Ⅱ-（1）		1	演習		1					
	独語Ⅱ-（2）		1	演習		1					
	海外語学実習事前指導		1	演習	1						
	海外語学実習		1	演習	1						
情報処理	情報処理の基礎と演習	2		演習	2				必修2単位	必修1単位	
	情報処理応用演習		1	演習	1				自由選択単位		
	情報処理演習Ⅰ	1		演習	1						
	情報処理演習Ⅱ		1	演習	1						
健康科学	保健理論		2	講義	2				選択必修2単位		
	健康スポーツ論		2	講義	2						
	健康科学実習Ⅰ	1		☆実習	1				必修2単位		
基礎ゼミ	健康科学実習Ⅱ	1		☆実習	1						
	教養演習	1		演習	1				必修1単位	必修1単位	
発展ゼミ	Introduction to studying in English		1	演習	1				各学科とも自由選択の12単位に含めることができる	自由選択の8単位に含めることができる	
	社会人基礎力演習		1	演習		1			各学科とも自由選択の12単位に含めることができる	自由選択の8単位に含めることができる	
発展ゼミ	Advanced English Achievement		1	演習			1				

注1：選択外国語のうち、※1は人間社会学部、※2は看護学部の標準履修年次である。また、英語講読Ⅱは人間社会学部学生が履修する科目である。

2：英語を除く外国語のうち、コリア語Ⅲ-（1）、Ⅲ-（2）、中国語Ⅲ-（1）、Ⅲ-（2）は、人間社会学部学生が履修する授業である。

3：海外語学実習、海外語学実習指導は選択外国語の単位数には含まれないが、自由選択の単位となる。

4：情報処理の基礎と演習、情報処理応用演習、保健理論、健康スポーツ論、健康科学実習Ⅰ、健康科学実習Ⅱは人間社会学部学生が履修し、情報処理演習Ⅰ、情報処理演習Ⅱは看護学部学生が履修する授業である。

5：授業方法欄の「☆実習」は、毎週1回（90分）で半期、原則として15回の授業となる。

別表第3 全学横断型科目

授業科目の区分と科目名	単位		授業方法	開設時期（標準履修年次）				卒業要件	
	必修	選択		1年次	2年次	3年次	4年次	人間社会学部	看護学部
不登校・ひきこもり援助論		2	講義	2				各学科とも自由選択の12単位に含めることができる	自由選択の8単位に含めることができる
子供学習支援論		1	講義	1					
ブレ・インターンシップ		1	実習	1					
※データベース論		2	講義		2				
※情報ネットワーク論		2	講義		2				
※問題解決演習		1	演習		1				
日本語ライティング		1	演習		1				

※人間社会学部においては各学科の定めるところにより、専門教育科目の単位に含めることができる。

別表第4 公共社会学科専門教育科目

授業科目の区分と科目名		単位		授業方法	開設時期（標準履修年次）				備 考
		必修	選択		1年次	2年次	3年次	4年次	
基 幹 科 目	社会学概論	2		講義	2				
	社会学史Ⅰ	2		講義		2			
	社会学史Ⅱ	2		講義		2			
	公共性の社会学	2		講義	2				
	社会心理学		2	講義	2				
	人格心理学		2	講義	2				
	社会学の分析法A		2	講義		2			
	社会学の分析法B		2	講義			2		
	C S R（企業の社会的責任）論		2	講義			2		
	N P O論		2	講義			2		*2
	公共社会学研究Ⅰ	1		演習			1		
	公共社会学研究Ⅱ	1		演習			1		
	卒業論文	6		演習				6	
現 代 社 会 課 題	現代社会学A（ジェンダー・世代）		2	講義		2			
	現代社会学B（情報社会学）		2	講義		2			*5
	現代社会学C（情報社会と法）		2	講義		2			*5
	家族社会学A		2	講義		2			*1
	家族社会学B		2	講義		2			
	福祉社会学		2	講義			2		*2
	社会病理学		2	講義		2			*1
	社会変動と社会問題		2	講義			2		*2
	社会政策論		2	講義	2				
	経済学概論A		2	講義		2			*1
	経済学概論B		2	講義		2			
地 域 社 会 ネ ッ ト ワ ー ク	公共経済学		2	講義			2		
	地域社会学		2	講義	2				*1
	コミュニティ論		2	講義		2			
	都市社会学		2	講義		2			
	環境と災害の社会学		2	講義			2		
	地域社会分析法A		2	講義			2		*2
	地域社会分析法C		2	講義			2		*2
	公共社会学特講A		2	講義			2		
	公共社会学特講B		2	講義			2		
	地理学		2	講義	2				
	地理学概論		2	講義		2			*1
	地方自治論		2	講義		2			*1
	地域計画論		2	講義			2		
	地域経済論		2	講義			2		

授業科目の区分と科目名		単位		授業 方法	開設時期（標準履修年次）				備 考
		必修	選択		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	
アジア 国際共生	国際社会学A		2	講義		2			*1
	国際社会学B		2	講義		2			
	国際政治学		2	講義	2				*1
	多文化社会論		2	講義		2			*1
	世界地理		2	講義	2				
	東アジア関係史		2	講義		2			
	韓国の社会と文化		2	講義	2				
	中国の社会と文化		2	講義	2				
	イスラム社会論		2	講義		2			
	文化人類学A		2	講義			2		
	文化人類学B		2	講義			2		
	国際教育文化交流論		2	講義			2		
	国際協力論		2	講義	2				
	アジア経済論		2	講義			2		*2
社会調査・ 情報処理	社会調査法	2		講義	2				*5
	社会調査の設計		2	講義		2			*5
	データ分析の基礎	2		講義	2				*5
	社会統計学Ⅰ	2		講義		2			*5
	社会統計学Ⅱ		2	講義		2			*5
	質的調査法		2	講義		2			
	データ処理とデータ解析Ⅰ		1	演習			1		*2 *3 *5
	データ処理とデータ解析Ⅱ		1	演習			1		*2 *3 *5
	社会調査実習Ⅰ		2	実習		2			半期2時限連続開講
	社会調査実習Ⅱ		2	実習		2			半期2時限連続開講
	情報数学		2	講義		2			*3 *5
	プログラミング概論	2		講義		2			*3 *5
	情報ネットワーク演習		1	演習		1			*4 *5
	マルチメディア論		2	講義		2			*4 *5
	地理情報システム論		2	講義			2		*4 *5
関 連 科 目	哲学要論		2	講義			2		
	倫理学		2	講義			2		
	日本史概論		2	講義		2			
	西洋史概論		2	講義		2			
	法学概論Ⅰ		2	講義			2		
	法学概論Ⅱ		2	講義			2		
	教育社会学		2	講義			2		
	社会福祉学概論Ⅰ		2	講義	2				
	地域福祉論Ⅰ		2	講義		2			
	地域福祉論Ⅱ		2	講義			2		
	教育学概論B		2	講義	2				
	生涯教育論		2	講義		2			
	対人心理学		2	講義	2				
	Webデザイン演習		1	演習		1			*4 *5
	情報ネットワーク論		2	講義		2			*4 *5
	データベース論		2	講義		2			*4 *5
	プログラミング演習		1	演習			1		*4 *5
	情報検索システム論		2	講義			2		*4 *5
	問題解決演習		1	演習		1			*4
	人的資源管理論		2	講義		2			*4
	キャリア論		2	講義			2		*4
	組織マネジメント		2	講義			2		*4
	ビジネス倫理		2	講義			2		*4
	個人情報法制		2	講義			2		*4 *5

注1：「*1」の選択必修科目の内、「現代社会課題」「地域社会ネットワーク」「アジア国際共生」の全ての領域の科目を選択した上で、8単位以上を履修すること。

2：「*2」の選択必修科目の内、4単位以上を履修すること。

3：「*3」は地域社会コース・総合人間社会コースの専門教育科目。

4：「*4」は総合人間社会コースの専門教育科目。

5：「*5」は高等学校一種教諭免許状＜情報＞取得に係る専門教育科目。

別表第5 社会福祉学科専門教育科目

授業科目の区分と科目名		単位		授業方法	開設時期（標準履修年次）				備 考
		必修	選択		1年次	2年次	3年次	4年次	
基幹科目	社会福祉学概論Ⅰ	2		講義	2				
	社会福祉学概論Ⅱ	2		講義	2				
	社会保障論Ⅰ		2	講義	2				
	社会保障論Ⅱ		2	講義	2				
	地域福祉論Ⅰ		2	講義		2			
	地域福祉論Ⅱ		2	講義			2		
	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	2		講義	2				
	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	2		講義	2				
	ソーシャルワークの理論と方法A		2	講義		2			
	ソーシャルワークの理論と方法B		2	講義		2			
	ソーシャルワークの理論と方法C		2	講義		2			
	ソーシャルワークの理論と方法D		2	講義			2		
	社会福祉学演習	2		演習			2		
	卒業論文	6		演習				6	
社会福祉専門科目	高齢者福祉論		2	講義		2			
	介護福祉論		2	講義		2			
	障害者福祉論		2	講義		2			
	子ども家庭福祉論A		2	講義		2			
	子ども家庭福祉論B		2	講義			2		
	公的扶助論		2	講義		2			
	社会福祉調査法		2	講義		2			
	ソーシャルワーク演習A		1	演習	1				
	ソーシャルワーク演習B		2	演習		2			
	ソーシャルワーク演習C		1	演習			1		
	ソーシャルワーク演習D		1	演習			1		
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ		2	演習		2			
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		1	演習			1		
	ソーシャルワーク実習A		2	実習		2			
	ソーシャルワーク実習B		4	実習			4		
	福祉経営論		2	講義			2		
	保健医療論		2	講義		2			
	権利擁護と成年後見制度		2	講義			2		
	更生保護		2	講義			2		
	医療ソーシャルワーク論		2	講義			2		
	福祉住環境論		2	講義		2			
	介護技術演習		1	演習			1		
	手話		1	演習	1				
	医学概論		2	講義	2				
	福祉専門職特講A		2	講義			2		メディア授業科目
	福祉専門職特講B		2	講義				2	メディア授業科目
精神保健福祉専門科目	精神保健福祉の原理Ⅰ		2	講義		2			
	精神保健福祉の原理Ⅱ		2	講義		2			
	ソーシャルワークの理論と方法E		2	講義			2		
	ソーシャルワークの理論と方法F		2	講義			2		
	精神障害リハビリテーション論		2	講義			2		
	精神保健福祉制度論		2	講義			2		
	精神保健福祉援助演習		4	演習			4		3年前期～4年後期
	精神保健福祉援助実習指導		3	演習			3		3年前期～4年後期
	精神保健福祉援助実習		5	実習			5		3年後期～4年後期

授業科目の区分と科目名		単位		授業 方法	開設時期（標準履修年次）				備 考
		必修	選択		1年次	2年次	3年次	4年次	
社 専 門 科 目 （ 精 神 保 健 福	精神保健学Ⅰ		2	講義		2			人間形成学科の精神保健学と共通
	精神保健学Ⅱ		2	講義		2			
	精神医学Ⅰ		2	講義			2		
	精神医学Ⅱ		2	講義			2		
学 校 ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 専 門 科 目	学校ソーシャルワーク論		2	講義			2		3年後期～4年前期
	学校ソーシャルワーク演習		2	演習			2		
	学校ソーシャルワーク実習指導		2	演習			2		
	学校ソーシャルワーク実習		2	実習				2	
	発達心理学Ⅰ－A		2	講義	2				
	教育学概論B		2	講義	2				
	教育社会学		2	講義			2		
	教育制度論		2	講義			2		
	教育相談		2	講義				2	
	生徒指導論B		2	講義				2	
関 連 科 目	倫理学		2	講義		2			
	地方自治論		2	講義			2		
	経済学概論A		2	講義		2			
	経済学概論B		2	講義		2			
	現代社会論A（ジェンダー・世代）		2	講義		2			
	現代社会論B（情報社会論）		2	講義		2			
	福祉社会学		2	講義			2		
	地域社会学		2	講義	2				
	環境と災害の社会学		2	講義			2		
	コミュニティ論		2	講義		2			
	NPO論		2	講義			2		
	発達心理学Ⅱ		2	講義	2				
	老年心理学		2	講義			2		
	社会病理学		2	講義		2			
	社会心理学		2	講義	2				
	データ処理とデータ解析Ⅰ		1	演習			1		
	データ処理とデータ解析Ⅱ		1	演習			1		
	家族社会学A		2	講義		2			
	家族社会学B		2	講義		2			
	生涯教育論		2	講義		2			
	人格心理学		2	講義	2				
	対人心理学		2	講義	2				
	情報数学		2	講義		2			
	Webデザイン演習		1	演習		1			
	プログラミング概論		2	講義		2			
	データベース論		2	講義		2			
	マルチメディア論		2	講義		2			
	情報ネットワーク論		2	講義		2			
	情報ネットワーク演習		1	演習		1			
	プログラミング演習		1	演習			1		
	情報検索システム論		2	講義			2		
	地理情報システム論		2	講義			2		
	問題解決演習		1	演習		1			
	人的資源管理論		2	講義		2			
	キャリア論		2	講義			2		
	組織マネジメント		2	講義			2		
	ビジネス倫理		2	講義			2		
	個人情報法制		2	講義			2		

注1：＊は総合人間社会コースの科目。

注2：メディア授業科目とは、福岡県立大学における多様なメディアを高度に利用して行う授業に関する規則第2条に定める授業科目を指す。

別表第6 人間形成学科専門教育科目

区分	授 業 科 目	単 位		授 業 方 法	開講時期（標準履修年次）				備 考
		必修	選択		1年次	2年次	3年次	4年次	
基 幹 科 目 * 1	教育学概論A		2	講義	2				2科目いずれか選択必修 Aは保育士・幼免必修
	教育学概論B		2	講義	2				
	教育史	2		講義		2			
	生涯教育論	2		講義		2			
	発達心理学Ⅰ-A		2	講義	2				公認心理師必修
	発達心理学Ⅰ-B		2	講義	2				保育士・幼免必修
	発達心理学Ⅱ	2		講義	2				公認心理師必修
	教育心理学概論（教育・学校心理学）		2	講義		2			公認心理師必修
	子どもの保健		2	講義	2				保育士必修
	臨床心理学概論		2	講義			2		公認心理師必修
	教育相談（教育・学校心理学）		2	講義				2	公認心理師必修
	教育相談（幼児教育）		2	講義				2	幼免必修
	教育制度論（関係行政論）		2	講義			2		幼免・公認心理師必修
展 開 科 目 （こどもコース）	保育者論		2	講義	2				
	保育学		2	講義		2			
	社会福祉		2	講義	2				
	子ども家庭福祉		2	講義		2			
	子ども家庭支援論		2	講義		2			
	社会的養護Ⅰ		2	講義		2			
	子ども家庭支援の心理学		2	講義		2			
	幼児理解の理論と方法		2	☆演習			2		* 2
	子どもの食と栄養		2	演習			2		* 2
	造形Ⅰ		1	演習	1				* 2
	造形Ⅱ		1	演習	1				* 2
	音楽Ⅰ		2	演習	2				* 2
	音楽Ⅱ		1	演習		1			* 2
	音楽Ⅲ		1	演習		1			* 2
	体育Ⅰ		1	演習		1			
	体育Ⅱ		1	演習			1		
	保育カリキュラム論		2	講義		2			
	子どもの健康と安全		1	演習		1			* 2
	特別支援教育・保育		2	☆演習		2			
	乳児保育Ⅰ		2	講義		2			
	乳児保育Ⅱ		1	演習			1		* 2
	保育方法論		2	講義			2		
	社会的養護Ⅱ		1	演習			1		* 2
	子育て支援		1	演習				1	* 2
	保育内容総論		2	☆演習		2			
	幼児と健康		1	演習			1		* 2
	幼児と人間関係		1	演習			1		* 2
	幼児と環境		1	演習		1			* 2
	幼児と言葉		1	演習		1			* 2
	幼児と表現A		1	演習		1			* 2
	幼児と表現B		1	演習			1		* 2
	保育内容の指導法・健康		1	演習			1		* 2
	保育内容の指導法・人間関係		1	演習			1		* 2
	保育内容の指導法・環境		1	演習		1			* 2
	保育内容の指導法・言葉		1	演習		1			* 2

区分	授 業 科 目	単 位		授 業 方 法	開講時期（標準履修年次）				備 考
		必修	選択		1年次	2年次	3年次	4年次	
展開科目 (こどもコース)	保育内容の指導法・表現A		1	演習		1			* 2
	保育内容の指導法・表現B		1	演習			1		* 2
	保育内容演習		2	☆演習				2	* 2
	保育・教職実践演習（幼稚園）		2	☆演習				2	* 2
	幼稚園教育実習事前事後指導		1	実習			1		* 2
	幼稚園教育実習Ⅰ		2	実習			2		* 2
	幼稚園教育実習Ⅱ		2	実習			2		* 2
	保育実習指導Ⅰ		2	演習		2			* 2
	保育実習Ⅰ		4	実習			4		* 2
	保育実習指導Ⅱ-A		1	演習			1		* 2
	保育実習Ⅱ-A		2	実習			2		* 2
	保育実習指導Ⅱ-B		1	演習			1		* 2
	保育実習Ⅱ-B		2	実習			2		* 2
心理コース	学習心理学及び言語心理学（学習・言語心理学）		2	講義		2			
	心身科学		2	講義		2			
	比較心理学		2	講義		2			
	生理心理学及び神経心理学（神経・生理心理学）		2	講義		2			
	老年学		2	講義		2			
	知覚心理学（知覚・認知心理学）		2	講義			2		
	認知心理学（知覚・認知心理学）		2	講義			2		
	対人心理学		2	講義	2				
	社会心理学（社会・集団・家族心理学）		2	講義	2				公共社会学科・社会福祉学科の「社会心理学」と共通
	産業・組織心理学		2	講義			2		
	司法・犯罪心理学		2	講義		2			
	老年心理学		2	講義			2		
	家族心理学（社会・集団・家族心理学）		2	講義				2	
	感情・人格心理学		2	講義	2				公共社会学科・社会福祉学科の「人格心理学」と共通
	障害者・障害児心理学		2	講義		2			
	健康・医療心理学		2	講義		2			
	心理学的支援法		2	講義		2			* 3
	心理演習		2	☆演習			2		* 3 演習時間：22.5時間
	心理的アセスメント		2	☆演習			2		* 3
	精神保健学		2	講義	2				社会福祉学科の精神保健学Ⅰと共通
	福祉心理学		2	講義	2				
	医学概論（人体の構造と機能及び疾病）		2	講義	2				社会福祉学科の「医学概論」と共通
	精神医学Ⅰ（精神疾患とその治療Ⅰ）		2	講義			2		社会福祉学科の「精神医学Ⅰ」と共通
	精神医学Ⅱ（精神疾患とその治療Ⅱ）		2	講義			2		社会福祉学科の「精神医学Ⅱ」と共通
	心理学実験Ⅰ		2	☆演習		2			* 3
	心理学実験Ⅱ		2	☆演習		2			* 3
	心理学研究法		2	講義		2			
	心理学統計法		2	講義		2			
	心理実習Ⅰ		1	実習		1			* 3 実習時間：30時間
	心理実習Ⅱ		1	実習			1		* 3 実習時間：30時間
	心理実習ⅢA		1	実習			1		* 3 実習時間：15時間
	心理実習ⅢB		1	実習				1	* 3 実習時間：15時間
	公認心理師の職責		2	講義		2			* 3
	保健医療福祉の法と制度（関係行政論）		1	講義		1			看護学科の「保健医療福祉の法と制度」と共通
	更生保護（関係行政論）		2	講義			2		社会福祉学科の「更生保護」と共通
	人的資源管理論（関係行政論）		2	講義		2			* 4 総合人間社会コースの「人的資源管理論」と共通
	社会統計学Ⅰ		2	講義		2			
	データ処理とデータ解析Ⅰ		1	演習			1		* 4
	データ処理とデータ解析Ⅱ		1	演習			1		* 4

区分	授 業 科 目	単 位		授 業 方 法	開講時期（標準履修年次）				備 考
		必修	選択		1年次	2年次	3年次	4年次	
関 連 科 目	国際教育文化交流論		2	講義			2		
	障害者教育総論		2	講義	2				
	知的障害者の心理・生理・病理		1	講義	1				
	肢体不自由者の心理・生理・病理		1	講義	1				
	病弱者の心理・生理・病理		1	講義		1			
	知的障害者の指導法		2	講義		2			
	肢体不自由者の指導法		1	講義		1			
	病弱者の指導法		1	講義		1			
	知的障害者教育総論		1	講義			1		
	発達・重複障害者教育総論		1	講義			1		
	視覚障害者教育総論		1	講義			1		
	聴覚障害者教育総論		1	講義			1		
	特別支援学校教育実習事前事後指導		1	実習				1	* 5
	特別支援学校教育実習		2	実習				2	* 5
	キャリア論		2	講義			2		* 4
	情報数学		2	講義		2			* 4
	Webデザイン演習		1	演習		1			* 4
	プログラミング概論		2	講義		2			* 4
	情報ネットワーク論		2	講義		2			* 4
	情報ネットワーク演習		1	演習		1			* 4
	データベース論		2	講義		2			* 4
	マルチメディア論		2	講義		2			* 4
	プログラミング演習		1	演習			1		* 4
	情報検索システム論		2	講義			2		* 4
	地理情報システム論		2	講義			2		* 4
	問題解決演習		1	演習		1			* 4
	組織マネジメント		2	講義			2		* 4
	ビジネス倫理		2	講義			2		* 4
	個人情報法制		2	講義			2		* 4
	演習	2		演習			2		
	卒業論文	6		演習				6	

注 1：授業方法欄の「☆演習」は、毎週 1 回（90 分）で半期、原則として 15 回の授業となる。

2：「* 1」の基幹科目は必修科目 6 単位および選択必修科目 2 単位を含み、合計 18 単位の修得を卒業要件とする。

3：「* 2」はこどもコース、「* 3」は心理コースの学生が履修できる科目。ただし、子ども心理教育支援プログラム希望者は、その限りではない。

4：「* 4」は総合人間社会コースの科目。

5：「* 5」は特別支援学校教諭二種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）取得希望者のみ履修できる科目。

別表第 7－1 看護学部専門基礎科目

授業科目の区分と科目名		単位		授業方法	開設時期（標準履修年次）				条 件
		必修	選択		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	
人間の 見方と健康	遺伝学		2	講義	2				
	栄養学	2		講義	2				
	疫学		2	講義		2			
	保健統計学	2		講義		2			
	保健社会調査論		2	演習			2		
	健康科学		2	講義		2			
	臨床心理学		2	講義			2		
	精神保健学		2	講義		2			
	東洋医学概論		1	講義		1			
医 人 療 間 と 保 健 ・	保健社会学	1		講義	1				
	保健医療福祉の法と制度	1		講義	1				
	保健医療福祉行政論		2	講義				2	
	公衆衛生学	2		講義	2				

別表第 7-2 看護学部専門科目

授業科目の区分と科目名		単位		授業方法	開設時期（標準履修年次）				条 件 ・ 授 業 方 法
		必修	選択		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	
実験看護学	生態機能看護学Ⅰ	2		講義	2				
	生態機能看護学Ⅱ	2		講義	2				
	生態機能看護学Ⅲ		1	演習				1	
	看護生化学	2		講義	2				
	病態看護学Ⅰ	2		講義		2			
	病態看護学Ⅱ	2		講義		2			
	看護薬理学	2		講義		2			
	感染・免疫看護学演習	1		演習	1				
	生態・病態看護学実験	1		実験		1			
基礎看護学	基礎看護学概論	2		講義	2				
	人間のライフステージと看護	1		講義	1				
	健康レベルと看護	1		講義	1				
	環境への適応と看護	1		講義	1				
	基礎看護技術論	2		演習	2				
	対人関係と看護	1		演習	1				
	ケアリング論	1		講義			1		
	家族看護学	1		講義		1			
	シンプトンマネジメント論	1		演習		1			
	フィジカルアセスメント論	2		演習		2			
	看護過程	1		演習		1			
	看護倫理学	1		演習		1			
地域・在宅看護論	暮らしと保健福祉・看護	2		講義	2				
	地域・在宅看護論	2		講義		2			
	地域・在宅看護論演習	2		演習			2		
成人・老年看護学	成人老年看護学Ⅰ（急性期）	2		講義		2			
	成人老年看護学Ⅱ（回復期・慢性期）	2		講義		2			
	成人老年看護学Ⅲ（終末期）	2		講義		2			
	クリティカルケア・周術期看護演習	2		演習			2		
	セルフケア支援演習	2		演習			2		
小児看護学	小児看護学	2		講義		2			
	小児看護学演習	2		演習			2		
ヘルスケアサイロ看護学	リプロダクティブヘルス看護学	2		講義		2			
	リプロダクティブヘルス看護学演習	2		演習			2		
精神看護学	精神看護学	2		講義		2			
	精神看護学演習	2		演習			2		
看護の統合と実践	チーム医療論	1		講義	1				
	災害看護学	1		講義		1			メディア授業科目
	国際看護学		1	講義		1			
	医療安全	1		講義		1			
	看護管理論	1		講義				1	
	看護教育学		1	講義			1		
	統合実践演習	1		演習				1	
	看護情報学		1	演習		1			
	キャリア像確立講義Ⅰ		1	講義	1				メディア授業科目
	キャリア像確立講義Ⅱ		1	講義			1		メディア授業科目
	ケアリング・ナーシング演習		1	演習	1				
	看護研究	2		講義		2			
	専門看護学ゼミ	2		演習			2		
	卒業研究	2		演習				2	

授業科目の区分と科目名		単位		授業方法	開設時期（標準履修年次）				条 件 ・ 授 業 方 法
		必修	選択		1年次	2年次	3年次	4年次	
臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	1		実習	1				
	基礎看護学実習Ⅱ	2		実習		2			基礎看護技術論、看護過程を履修している。
	暮らしを知る実習	1		実習	1				
	暮らしの中の看護を知る実習	1		実習		1			
	在宅看護支援実習	2		実習			2		地域・在宅看護論演習を履修している。
	地域包括支援実習	1		実習				1	
	成人老年急性期看護学実習	3		実習			3		クリティカルケア・周術期看護演習を履修している。
	成人老年慢性期看護学実習	3		実習			3		セルフケア支援演習を履修している。
	小児看護学実習	2		実習			2		小児看護学演習を履修している。
	リプロダクティブヘルス看護学実習	2		実習			2		リプロダクティブヘルス看護学演習を履修している。
	精神看護学実習	2		実習			2		精神看護学演習を履修している。
	統合実習	3		実習				3	
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学Ⅰ		2	講義		2			
	公衆衛生看護学Ⅱ		2	講義				2	
	公衆衛生看護学Ⅲ		1	講義				1	
	公衆衛生看護技術論Ⅰ		2	演習				2	
	公衆衛生看護技術論Ⅱ		2	演習				2	
	ハイリスク支援論		2	講義				2	
	組織協働活動論		2	講義				2	
	公衆衛生看護アセスメント論Ⅰ		2	演習			2		
	公衆衛生看護アセスメント論Ⅱ		2	演習				2	
	公衆衛生看護管理論		2	講義				2	
	公衆衛生看護学実習Ⅰ		1	実習				1	公衆衛生看護学Ⅱ、公衆衛生看護アセスメント論Ⅰ・Ⅱ、公衆衛生看護技術論Ⅰ・Ⅱを履修している。
	公衆衛生看護学実習Ⅱ		4	実習				4	
学校保健	養護概説		2	講義		2			
	学校保健学		1	講義			1		
	教職実践演習（養護教諭）		2	演習				2	養護実習を履修している。
	養護実習事前事後指導		1	実習				1	
	健康教育論		2	講義			2		
	養護実習		4	実習				4	養護実習事前事後指導を履修している。

注１： 履修とは、単位を修得するために履修登録をし、第28条第1項に定める出席をしたことを指す。

注２： メディア授業科目とは、福岡県立大学における多様なメディアを高度に利用して行う授業に関する規則第2条に定める授業科目を示す。

別表第8－1 教科及び教科の指導法に関する科目（高等学校教諭一種免許状〈公民〉）

施行規則に定める科目区分等				本学での開設授業科目と履修方法							
科目 区分		各科目に定めることが 必要な事項及び最低修得単位数		科目名	単位	方法	開設時期（標準履修年次）				履修方法
							1年次	2年次	3年次	4年次	
教科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	教科 に 関 す る 専 門 的 事 項	「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む）」	24単位 但し、最低修得単位数を超えて履修した科目は、大学が独自に設定する科目に充てることができる。	法学	2	講義	2				必修
				政治学	2	講義	2				必修
				国際政治学	2	講義	2				
				地方自治論	2	講義		2			
				社会学概論	2	講義	2				必修
				社会学史Ⅰ	2	講義		2			
				国際社会学A	2	講義		2			
				現代社会論A （ジェンダー・世代）	2	講義		2			
				家族社会学A	2	講義		2			
				社会病理学	2	講義		2			
				社会調査実習Ⅰ	2	実習		2			
				社会調査実習Ⅱ	2	実習		2			
				地域社会学	2	講義	2				
				コミュニティ論	2	講義		2			
				都市社会学	2	講義		2			
				NPO論	2	講義			2		
				多文化社会論	2	講義		2			
				アジア経済論	2	講義			2		
				社会福祉学概論Ⅰ	2	講義	2				
				経済学	2	講義	2				必修
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学要論	2	講義			2		1科目 選択必修		
		倫理学	2	講義			2				
		宗教学	2	講義		2					
		社会心理学	2	講義	2						
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目		地域社会分析法A	2	講義			2				
		地域社会分析法C	2	講義			2				
		国際協力論	2	講義	2						
		公民科教育法Ⅰ	2	講義			2		必修		
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	公民科教育法Ⅱ	2	講義			2		必修			

備考

- 上表の「公民科教育法Ⅰ」、「公民科教育法Ⅱ」以外の科目は、基盤教育科目及び公共社会学科の専門教育科目です。
- 「履修方法」欄の「必修」は免許状取得の上での必修科目であることを示します。

別表第8－2 教科及び教科の指導法に関する科目（高等学校教諭一種免許状〈情報〉）

施行規則に定める科目区分等				本学での開設授業科目と履修方法									
科目 区分		各科目に定めることが 必要な事項及び最低修得単位数		科目名	単位	方法	開設時期（標準履修年次）				履修方法		
							1年次	2年次	3年次	4年次			
教科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	情報社会（職業に 関する内容を含む。）・情報倫理	24単位 但し、最低修 得単位数を超 えて履修した 科目は、大学 が独自に設定 する科目に充 てることができる。	個人情報法制	2	講義			2		必修		
				現代社会論B （情報社会論）	2	講義		2					
				現代社会論C （情報社会と法）	2	講義		2					
				情報と職業	1	講義			1		必修		
		情報科学		2	講義	2				必修			
		情報処理応用演習		1	演習	1							
		情報数学		2	講義		2						
		社会統計学Ⅰ		2	講義		2			必修			
		社会統計学Ⅱ		2	講義		2						
		社会調査法		2	講義	2							
		社会調査の設計		2	講義		2						
		データ分析の基礎		2	講義	2							
		プログラミング概論		2	講義		2			必修			
		プログラミング演習		1	演習			1					
		データ処理とデータ解析Ⅰ		1	演習			1		必修			
		データ処理とデータ解析Ⅱ		1	演習			1					
		データベース論		2	講義		2			必修			
		情報検索システム論		2	講義			2					
		地理情報システム論		2	講義			2					
		情報ネットワーク論		2	講義		2			必修			
	情報ネットワーク演習	1		演習		1							
	マルチメディア論	2		講義		2			必修				
	Webデザイン演習	1		演習		1							
	教科及び教科の指導法 に関する科目における 複数の事項を合わせた 内容に係る科目												
	各教科の指導法（情報 通信技術の活用を含 む。）			情報科教育法Ⅰ	2	講義			2		必修		
				情報科教育法Ⅱ	2	講義			2		必修		

備 考

1. 上表の「情報と職業」、「情報科教育法Ⅰ」、「情報科教育法Ⅱ」以外の科目は、基盤教育科目、全学横断型科目及び公共社会学科の専門教育科目です。
2. 「履修方法」欄の「必修」は免許状取得の上での必修科目であることを示します。

別表第8－3 教科及び教科の指導法に関する科目（中学校教諭一種免許状〈社会〉）

施行規則に定める科目区分等				本学での開設授業科目と履修方法							
科目 区分		各科目に定めることが 必要な事項及び最低修得単位数		科目名	単位	方法	開設時期（標準履修年次）				履修方法
							1年次	2年次	3年次	4年次	
教科 及 び 教科 の 指導 法 に 関 する 科目	教科 に 関 する 専門 的事 項	日本史・外国史	28単位 但し、最低修得単位数を超えて履修した科目は、大学が独自に設定する科目に充てることができる。	日本史概論	2	講義		2			必修
				日本近現代史	2	講義	2				
				西洋史概論	2	講義		2			必修
				東アジア関係史	2	講義		2			必修
		地理学（地誌を含む。）		2	講義	2					
		地理学概論		2	講義		2			必修	
		世界地理		2	講義	2				必修	
		「法律学、政治学」		2	講義	2				必修	
		政治学		2	講義	2				必修	
		国際政治学		2	講義	2					
		地方自治論		2	講義		2				
		社会学概論		2	講義	2				必修	
		社会学史Ⅰ		2	講義		2				
		国際社会学A		2	講義		2				
		現代社会論A（ジェンダー・世代）		2	講義		2				
		家族社会学A		2	講義		2				
		社会病理学		2	講義		2				
		社会調査実習Ⅰ		2	実習		2				
		社会調査実習Ⅱ		2	実習		2				
		地域社会学		2	講義	2					
		コミュニティ論		2	講義		2				
		都市社会学		2	講義		2				
		NPO論		2	講義			2			
		多文化社会論		2	講義		2				
		アジア経済論		2	講義			2			
		社会福祉学概論Ⅰ		2	講義	2					
		経済学		2	講義	2				必修	
		「哲学、倫理学、宗教学」		2	講義			2		1科目 選択必修	
		倫理学		2	講義			2			
		宗教学		2	講義		2				
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	地域社会分析法A		2	講義			2			
		地域社会分析法C		2	講義			2			
		国際協力論		2	講義	2					
		公民科教育法Ⅰ		2	講義			2		必修	
		公民科教育法Ⅱ		2	講義			2		必修	
		社会科教育法Ⅰ		2	講義			2		必修	
		社会科教育法Ⅱ		2	講義			2		必修	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）											

備 考

- 上表の「公民科教育法Ⅰ」、「公民科教育法Ⅱ」、「社会科教育法Ⅰ」、「社会科教育法Ⅱ」以外の科目は、基盤教育科目及び公共社会学科の専門教育科目です。
- 「履修方法」欄の「必修」は免許状取得の上での必修科目であることを示します。

別表第9－1 教育の基礎的理解に関する科目等（高等学校教諭一種免許状〈公民、情報〉）

施行規則に定める科目区分等			本学での開設授業科目と履修方法							
科目	各科目に定めることが必要な事項	単位数	科目名	単位	方法	開設時期（標準履修年次）				履修方法
						1年次	2年次	3年次	4年次	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育学概論B	2	講義	2				必修
	教育史		2	講義		2				
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		2	講義	2				必修	
	教育に関する社会的、制度的又は経営の事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		2	講義			2		必修	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		2	講義	2				1科目 選択必修	
	教育心理学概論		2	講義		2				
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		1	講義		1			必修	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		2	講義			2		必修	
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法	8	総合的な学習の時間の指導法	1	講義		1			必修
	特別活動の指導法		特別活動	1	講義		1			必修
	教育の方法及び技術		教育の方法と実践	1	講義			1		必修
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育方法と情報技術	1	講義			1		必修
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導論B	2	講義			2		必修
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2	講義			2		必修
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		キャリア論（進路指導）	2	講義			2		必修
教育実践に関する科目	教育実習	3	教育実習 事前事後指導（中高）	1	☆実習				1	必修（公民） 必修（情報）
			高校教育実習	2	実習				2	必修（公民） 必修（情報）
	学校体験活動		学校インターンシップ	2	実習		2			必修
	教職実践演習	2	教職実践演習（中高）	2	☆演習				2	必修

備考

- この表の科目は、高等学校一種免許状（公民、情報）の取得のために特に履修する科目です。
- 「教育史」「発達心理学Ⅰ-A」および「教育心理学概論」は人間形成学科の開設科目です。履修に当たっては注意してください。
- 「履修方法」欄の必修等の指定は、免許状取得の上での指定です。
- 「☆演習」「☆実習」は毎週1回（90分）で半期、原則として15回の授業です。

別表第9-2 教育の基礎的理解に関する科目等（中学校教諭一種免許状〈社会〉）

施行規則に定める科目区分等			本学での開設授業科目と履修方法							
科目	各科目に定めることが必要な事項	単位数	科目名	単位	方法	開設時期（標準履修年次）				履修方法
						1年次	2年次	3年次	4年次	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育学概論B	2	講義	2				必修
	教育史		2	講義		2				
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		2	講義	2				必修	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		2	講義			2		必修	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		2	講義	2				1科目選択必修	
	教育心理学概論		2	講義		2				
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		1	講義		1			必修	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		2	講義			2		必修	
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育B	2	講義			2		必修
	総合的な学習の時間の指導法		1	講義		1			必修	
	特別活動の指導法		1	講義		1			必修	
	教育の方法及び技術		1	講義			1		必修	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		1	講義			1		必修	
	生徒指導の理論及び方法		2	講義			2		必修	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		2	講義			2		必修	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		2	講義			2		必修	
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習 事前事後指導（中高）	1	☆実習			1		必修（社会）
	中学校教育実習		4	実習				4	必修（社会）	
	学校体験活動	2	学校インターンシップ	2	実習		2			必修
	教職実践演習		2	教職実践演習（中高）	2	☆演習			2	必修

備考

- この表の科目は、中学校一種免許状（社会）の取得のために特に履修する科目です。
- 「教育史」「発達心理学Ⅰ-A」および「教育心理学概論」は人間形成学科の開設科目です。履修に当たっては注意してください。
- 「履修方法」欄の必修等の指定は、免許状取得の上での指定です。
- 「☆演習」「☆実習」は毎週1回（90分）で半期、原則として15回の授業です。

別表第 10-1 大学が独自に設定する科目（高等学校教諭一種免許状〈公民〉）

免許法施行規則の定める科目と最低必要単位数		本学での開設授業科目と履修方法							
		科目名	単位	方法	開設時期（標準履修年次）				履修方法
					1年次	2年次	3年次	4年次	
大学が独自に設定する科目	高一種免（公民） 12単位 但し、最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、併せて12単位以上を修得	生涯教育論	2	講義		2			
		道徳教育B	2	講義			2		
		東アジア関係史	2	講義		2			
		地理学	2	講義	2				
		地理学概論	2	講義		2			
		現代社会論B （情報社会論）	2	講義		2			
		現代社会論C （情報社会と法）	2	講義		2			
		社会調査法	2	講義	2				
		社会調査の設計	2	講義		2			
		データ分析の基礎	2	講義	2				
		データ処理とデータ解析Ⅰ	1	演習			1		
		地理情報システム論	2	講義			2		
		個人情報法制	2	講義			2		
		情報科学	2	講義	2				
		障害者教育総論	2	講義	2				
		不登校・ひきこもり援助論	2	講義	2				
		子供学習支援論	1	講義	1				

備 考

1. 上表の科目は、公共社会学科の専門教育科目とそれ以外の科目とが含まれています。
 「社会教育特講B」「社会教育特講C」「道德教育B」「不登校・ひきこもり援助論」「子供学習支援論」の5科目は、自由選択科目として単位に算入されます。

別表第 10-2 大学が独自に設定する科目（高等学校教諭一種免許状〈情報〉）

免許法施行規則の定める科目と最低必要単位数		本学での開設授業科目と履修方法							
		科目名	単位	方法	開設時期（標準履修年次）				履修方法
					1年次	2年次	3年次	4年次	
大学が独自に設定する科目	高一種免（情報） 12単位 但し、最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、併せて12単位以上を修得	道徳教育B	2	講義			2		
		統計学	2	講義	2				
		数学概論	2	講義	2				
		社会調査実習Ⅰ	2	実習		2			
		社会調査実習Ⅱ	2	実習		2			
		地域社会分析法C	2	講義			2		
		家族社会学A	2	講義		2			
		社会病理学	2	講義		2			
		国際協力論	2	講義	2				
		社会心理学	2	講義	2				
		障害者教育総論	2	講義	2				
		不登校・ひきこもり援助論	2	講義	2				
		子供学習支援論	1	講義	1				

備 考

1. 上表の科目は、公共社会学科の専門教育科目とそれ以外の科目とが含まれています。
 「道德教育B」「障害者教育総論」「不登校・ひきこもり援助論」「子供学習支援論」の4科目は、自由選択科目として単位に算入されます。

別表第 10-3 大学が独自に設定する科目（中学校教諭一種免許状〈社会〉）

免許法施行規則の定める科目と最低必要単位数		本学での開設授業科目と履修方法							
		科目名	単位	方法	開設時期（標準履修年次）				履修方法
					1年次	2年次	3年次	4年次	
大学が独自に設定する科目	中一種免（社会） 4単位 但し、最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、併せて4単位以上を修得	生涯教育論	2	講義		2			
		現代社会論B（情報社会論）	2	講義		2			
		現代社会論C（情報社会と法）	2	講義		2			
		社会調査法	2	講義	2				
		社会調査の設計	2	講義		2			
		データ分析の基礎	2	講義	2				
		データ処理とデータ解析Ⅰ	1	演習			1		
		地理情報システム論	2	講義			2		
		個人情報法制	2	講義			2		
		情報科学	2	講義	2				
		社会心理学	2	講義	2				
		障害者教育総論	2	講義	2				
		不登校・ひきこもり援助論	2	講義	2				
		子供学習支援論	1	講義	1				

備 考

- 上表の科目は、公共社会学科の専門教育科目とそれ以外の科目とが含まれています。「障害者教育総論」「不登校・ひきこもり援助論」「子供学習支援論」の3科目は、自由選択科目として単位に算入されます。

別表第 11 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

（高等学校教諭一種免許状〈公民、情報〉及び中学校教諭一種免許状〈社会〉）

免許法施行規則の定める科目と最低修得単位数		本学での開設授業科目と履修方法							
		科目名	単位	方法	開設時期(標準履修年次)				履修方法
					1年次	2年次	3年次	4年次	
日本国憲法	2	憲法	2	講義	2				必修
体育	2	健康科学実習Ⅰ	1	☆実習	1				必修（学科）
		健康科学実習Ⅱ	1	☆実習	1				必修（学科）
外国語コミュニケーション	2	スピーキング・リスニング上級（1）	1	演習	1				うち1科目を履修（必修）
		スピーキング・リスニング中級（1）		演習	1				
		スピーキング・リスニング初級（1）		演習	1				
		スピーキング・リスニング上級（2）	1	演習	1				うち1科目を履修（必修）
		スピーキング・リスニング中級（2）		演習	1				
		スピーキング・リスニング初級（2）		演習	1				
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報処理の基礎と演習	2	☆演習	2				必修（学科）

備 考

- 「本学での履修方法」欄の「必修」は、免許状取得の上での必修科目であることを示し、「必修（学科）」及び「うち1科目を履修（必修）」は公共社会学科の必修指定科目（卒業要件）であることを示します。
- 授業方法欄の「☆実習」「☆演習」は、毎週1回（90分）で半期、原則として15回の授業です。

別表第 1 2 社会福祉士受験資格（指定科目）

厚生労働大臣の 定める指定科目	本学での開設授業科目と履修方法						
	科目名	単位	方法	開設時期(標準履修年次)			
				1年次	2年次	3年次	4年次
社会福祉の原理と政策	社会福祉学概論Ⅰ	2	講義	2			
	社会福祉学概論Ⅱ	2	講義	2			
高齢者福祉	高齢者福祉論	2	講義		2		
障害者福祉	障害者福祉論	2	講義		2		
児童・家庭福祉	子ども家庭福祉論A	2	講義		2		
社会保障	社会保障論Ⅰ	2	講義	2			
	社会保障論Ⅱ	2	講義	2			
貧困に対する支援	公的扶助論	2	講義		2		
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉論Ⅰ	2	講義		2		
	地域福祉論Ⅱ	2	講義			2	
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	2	講義	2			
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	2	講義	2			
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法A	2	講義		2		
	ソーシャルワークの理論と方法B	2	講義		2		
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	ソーシャルワークの理論と方法C	2	講義		2		
	ソーシャルワークの理論と方法D	2	講義			2	
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査法	2	講義		2		
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習A	1	演習	1			
ソーシャルワーク演習（専門）	ソーシャルワーク演習B	2	演習		2		
	ソーシャルワーク演習C	1	演習			1	
	ソーシャルワーク演習D	1	演習			1	
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習A	2	実習		2		
	ソーシャルワーク実習B	4	実習			4	
ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2	演習		2		
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	1	演習			1	
心理学と心理的支援	心理学概論（基盤教育科目）	2	講義	2			
社会学と社会システム	社会学A（基盤教育科目）	2	講義	2			
	社会学B（基盤教育科目）	2	講義	2			
医学概論	医学概論	2	講義	2			
福祉サービスの組織と経営	福祉経営論	2	講義			2	
保健医療と福祉	保健医療論	2	講義		2		
権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見制度	2	講義			2	
刑事司法と福祉	更生保護	2	講義			2	

別表第 1 3 精神保健福祉士受験資格(指定科目)

厚生労働大臣の 定める指定科目	本学での開設授業科目と履修方法						
	科目名	単位	方法	開設時期(標準履修年次)			
				1年次	2年次	3年次	4年次
精神医学と精神医療	精神医学Ⅰ	2	講義			2	
	精神医学Ⅱ	2	講義			2	
現代の精神保健の課題と支援	精神保健学Ⅰ	2	講義		2		
	精神保健学Ⅱ	2	講義		2		
精神保健福祉の原理	精神保健福祉の原理Ⅰ	2	講義		2		
	精神保健福祉の原理Ⅱ	2	講義		2		
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	ソーシャルワークの理論と方法E	2	講義			2	
	ソーシャルワークの理論と方法F	2	講義			2	
精神障害リハビリテーション論	精神障害リハビリテーション論	2	講義			2	
精神保健福祉制度論	精神保健福祉制度論	2	講義			2	
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習A	1	演習	1			
ソーシャルワーク演習(専門)	精神保健福祉援助演習	4	演習			4	
ソーシャルワーク実習指導	精神保健福祉援助実習指導	3	演習			3	
ソーシャルワーク実習	精神保健福祉援助実習	5	実習			5	
社会福祉の原理と政策	社会福祉学概論Ⅰ	2	講義	2			
	社会福祉学概論Ⅱ	2	講義	2			
障害者福祉	障害者福祉論	2	講義		2		
社会保障	社会保障論Ⅰ	2	講義	2			
	社会保障論Ⅱ	2	講義	2			
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉論Ⅰ	2	講義		2		
	地域福祉論Ⅱ	2	講義			2	
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	2	講義	2			
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法A	2	講義		2		
	ソーシャルワークの理論と方法B	2	講義		2		
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査法	2	講義		2		
心理学と心理的支援	心理学概論(基盤教育科目)	2	講義	2			
社会学と社会システム	社会学A(基盤教育科目)	2	講義	2			
	社会学B(基盤教育科目)	2	講義	2			
医学概論	医学概論	2	講義	2			
権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見制度	2	講義			2	
刑事司法と福祉	更生保護	2	講義			2	

別表第14 教科及び教科の指導法に関する科目（高等学校教諭一種免許状〈福祉〉）

施行規則に定める科目区分等			本学での開設授業科目と履修方法								
科目区分		各科目に定めることが必要な事項及び最低修得単位数	科目名	単位	方法	開設時期（標準履修年次）				履修方法	
						1年次	2年次	3年次	4年次		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	社会福祉学（職業指導を含む。）	社会福祉学概論Ⅰ	2	講義	2				必修	
			社会福祉学概論Ⅱ	2	講義	2				必修	
		高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉	高齢者福祉論	2	講義		2			必修	
			子ども家庭福祉論A	2	講義		2			必修	
			子ども家庭福祉論B	2	講義			2			
			障害者福祉論	2	講義		2			必修	
		社会福祉援助技術	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	2	講義	2				必修	
			ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	2	講義	2				必修	
			ソーシャルワークの理論と方法A	2	講義		2				
			ソーシャルワークの理論と方法B	2	講義		2				
			ソーシャルワークの理論と方法C	2	実習		2				
			ソーシャルワークの理論と方法D	2	実習			2			
		介護理論及び介護技術	介護福祉論	2	講義		2			必修	
		“社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）”	ソーシャルワーク演習A	1	演習	1					
			ソーシャルワーク演習B	2	演習		2				
			ソーシャルワーク演習C	1	演習			1			
			ソーシャルワーク演習D	1	演習			1			
			ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2	演習		2			必修	
			ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	1	演習			1			
			ソーシャルワーク実習A	2	実習		2			必修	
			ソーシャルワーク実習B	4	実習			4			
		体構造及び日常生活行動に関する理解	医学概論	2	講義	2				必修	
		加齢及び障害に関する理解	障害者・障害児心理学	2	講義		2			必修	
			保健医療論	2	講義		2			必修	
		教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を併せた内容にかかる科目									
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	福祉科教育法Ⅰ□	2	講義				2		必修
			福祉科教育法Ⅱ□	2	講義				2		必修

備 考

1. 上表の「福祉科教育法Ⅰ」、「福祉科教育法Ⅱ」以外の科目は、基盤教育科目及び社会福祉学科の専門教育科目です。
2. 「履修方法」欄の「必修」は免許状取得の上での必修科目であることを示します。

別表第15 教育の基礎的理解に関する科目等（高等学校教諭一種免許状（福祉））

施行規則に定める科目区分等			本学での開設授業科目と履修方法							
科目	各科目に定めることが必要な事項	単位数	科目名	単位	方法	開設時期（標準履修年次）				履修方法
						1年次	2年次	3年次	4年次	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育学概論B	2	講義	2				必修
	教育史		2	講義		2				
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教師論	2	講義	2				必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育社会学	2	講義			2		必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達心理学Ⅰ-A	2	講義	2				1科目選択必修
			教育心理学概論	2	講義		2			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別の支援を必要とする子供の理解	1	講義		1			必修
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2	講義			2		必修
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目	総合的な探求の時間の指導法	8	総合的な学習の時間の指導法	1	講義		1			必修
	特別活動の指導法		特別活動	1	講義		1			必修
	教育の方法及び技術		教育の方法と実践	1	講義			1		必修
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育方法と情報技術	1	講義			1		必修
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導論B	2	講義			2		必修
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2	講義			2		必修
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		キャリア論（進路指導）	2	講義			2		必修
教育実践に関する科目	教育実習	3	教育実習 事前事後指導（中高）	1	☆実習			1		必修
	高校教育実習		2	実習				2	必修	
	学校体験活動									
	教職実践演習	2	教職実践演習（中高）	2	☆演習				2	必修

備考

- この表の科目は、高等学校一種免許状（福祉）の取得のために特に履修する科目です。
- 「教育社会学」は公共社会学科、「教育史」および「教育心理学概論」は人間形成学科の開設科目です。
履修に当たっては注意してください。
- 「履修方法」欄の必修等の指定は、免許状取得の上での指定です。
- 「☆演習」「☆実習」は毎週1回（90分）で半期、原則として16回の授業です。

別表第16 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

(高等学校教諭一種免許状〈福祉〉)

免許法施行規則の定める科目と最低修得単位数		本学での開設授業科目と履修方法							
		科目名	単位	方法	開設時期(標準履修年次)				履修方法
					1年次	2年次	3年次	4年次	
日本国憲法	2	憲法	2	講義	2				必修
体育	2	健康科学実習Ⅰ	1	☆実習	1				必修(学科)
		健康科学実習Ⅱ	1	☆実習	1				必修(学科)
外国語コミュニケーション	2	スピーキング・リスニング上級(1)	1	演習	1				うち1科目を履修(必修)
		スピーキング・リスニング中級(1)		演習	1				
		スピーキング・リスニング初級(1)		演習	1				
		スピーキング・リスニング上級(2)	1	演習	1				うち1科目を履修(必修)
		スピーキング・リスニング中級(2)		演習	1				
		スピーキング・リスニング初級(2)		演習	1				
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報処理の基礎と演習	2	☆演習	2				必修(学科)
情報機器の操作									

備 考

1. 「本学での履修方法」欄の「必修」は、免許状取得の上での必修科目であることを示し、「必修(学科)」及び「うち1科目を履修(必修)」は社会福祉学科の必修指定科目(卒業要件)であることを示します。
2. 授業方法欄の「☆実習」「☆演習」は、毎週1回(90分)で半期、原則として15回の授業です。

別表第 17 保育士資格（必修科目）

必修科目				本学での開設授業科目と履修方法							
系列	教科目	方法	単位	科目名	単位	方法	開設時期（標準履修年次）				履修方法
							1年次	2年次	3年次	4年次	
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育学	2	講義		2			必修
	教育原理	講義	2	教育学概論A	2	講義	2				
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	2	講義		2			
	社会福祉	講義	2	社会福祉	2	講義	2				
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	2	講義		2			
	社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	2	講義		2			
	保育者論	講義	2	保育者論	2	講義	2				
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	発達心理学Ⅰ-B	2	講義	2				必修
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	2	講義		2			
	子どもの理解と援助	演習	1	幼児理解の理論と方法	2	☆演習			2		
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	2	講義	2				
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	2	演習			2		
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	保育カリキュラム論	2	講義		2			必修
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	2	☆演習		2			
	保育内容演習	演習	5	保育内容の指導法・健康	1	演習			1		
				保育内容の指導法・人間関係	1	演習			1		
				保育内容の指導法・環境	1	演習		1			
				保育内容の指導法・言葉	1	演習		1			
				保育内容の指導法・表現A	1	演習		1			
				保育内容の指導法・表現B	1	演習			1		
	保育内容の理解と方法	演習	4	幼児と健康	1	演習			1		
				幼児と人間関係	1	演習			1		
				幼児と環境	1	演習		1			
				幼児と言葉	1	演習		1			
				幼児と表現A	1	演習		1			
				幼児と表現B	1	演習			1		
	乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育Ⅰ	2	講義		2			
	乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育Ⅱ	1	演習			1		
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	1	演習		1			
障害児保育	演習	2	特別支援教育・保育	2	☆演習		2				
社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	1	演習			1			
子育て支援	演習	1	子育て支援	1	演習				1		
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰ	4	実習			4	必修	
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導Ⅰ	2	演習		2			
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習（幼稚園）	2	☆演習				2	必修
合計（全科目必修科目）			51	合計（全科目必修科目）			10	26	17	3	56

備 考

1. 告示で定める必修科目は、全ての系列にわたり、全科目必修で51単位です。本学では「履修方法」欄のとおり56単位を履修してください。
2. 本学での開設授業科目は、すべて人間形成学科の専門教育科目です。
3. 「☆演習」は、毎週1回（90分）で半期、原則として15回の授業です。

別表第 18 保育士資格（選択必修科目）

選択必修科目			本学での開設授業科目と履修方法							
			科目名	単位	方法	開設時期(標準履修年次)				履修方法
系列	設置	履修				1年次	2年次	3年次	4年次	
保育の対象の理解に関する科目	15単位以上	6 単位以上	臨床心理学概論	2	講義			2		
			発達心理学Ⅰ－A	2	講義	2				
			発達心理学Ⅱ	2	講義	2				
造形Ⅰ			1	演習	1					
造形Ⅱ			1	演習	1					
音楽Ⅰ			2	演習	2					
音楽Ⅱ			1	演習		1				
音楽Ⅲ			1	演習		1				
体育Ⅰ			1	演習		1				
体育Ⅱ			1	演習			1			
保育方法論			2	講義			2			
保育内容演習			2	☆演習				2		
保育実習			・保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ 2単位以上 ・保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ 1単位以上	・保育実習Ⅱ－A又は保育実習Ⅱ－B 2単位以上 ・保育実習指導Ⅱ－A又は保育実習指導Ⅱ－B 1単位以上	保育実習Ⅱ－A	2	実習			
	保育実習指導Ⅱ－A	1			演習			1		
	保育実習Ⅱ－B	2			実習			2		
	保育実習指導Ⅱ－B	1			演習			1		
合計	18単位以上	9 単位以上	合計	設置24単位					9 単位以上	

備 考

1. 選択必修科目は、「保育実習」系列を除く3つの系列から6単位以上を選択して履修しなければならず、「保育実習」系列から3単位以上を選択して履修しなければなりません。
2. 「保育実習」系列の科目については、次のどちらかの組み合わせを選択しなければなりません。
 - ・「保育実習指導Ⅱ－A」＋「保育実習Ⅱ－A」
 - ・「保育実習指導Ⅱ－B」＋「保育実習Ⅱ－B」
3. 本学での開設授業科目は、すべて人間形成学科の専門教育科目です。

別表第 19 領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園教諭一種免許状）

施行規則の定める科目区分等			本学での開設授業科目と履修方法								
科目区分		各科目に含めることが 必要な事項と 最低修得単位数	科目名	単位	方法	開設時期(標準履修年次)				履修 方法	
						1年次	2年次	3年次	4年次		
領域及び 保育内容の 指導法に関する 科目	領域に 関する専門的 事項	健 康	16単位	幼児と健康	1	演習			1		必修
		人間関係		幼児と人間関係	1	演習			1		必修
		環 境		幼児と環境	1	演習		1			必修
		言 葉		幼児と言葉	1	演習		1			必修
		表 現		幼児と表現A	1	演習		1			必修
	幼児と表現B			1	演習			1		必修	
	保育内容の指導法（情報機 器及び教材の活用を含 む。）	保育内容総論		2	☆演習		2				必修
		保育内容の指導法・健康		1	演習			1			必修
		保育内容の指導法・人間関係		1	演習			1			必修
		保育内容の指導法・環境		1	演習		1				必修
		保育内容の指導法・言葉		1	演習		1				必修
		保育内容の指導法・表現A		1	演習		1				必修
		保育内容の指導法・表現B		1	演習			1			必修
		保育内容演習		2	☆演習					2	必修

備 考

1. 上記の科目は、すべて人間形成学科の専門教育科目です。

別表第20 教育の基礎的理解に関する科目等（幼稚園教諭一種免許状）

施行規則に定める科目区分等			本学での開設授業科目と履修方法							
科目	各科目に含めることが 必要な事項と 最低修得単位数		科目名	単位	方法	開設時期(標準履修年次)				履修方法
						1年次	2年次	3年次	4年次	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育学概論 A	2	講義	2				必修 (学科)
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		保育者論	2	講義	2				必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育制度論 (関係行政論)	2	講義			2		必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達心理学 I-B	2	講義	2				必修 (学科)
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育・保育	2	☆演習		2			必修
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		保育カリキュラム論	2	講義		2			必修
関連する科目	道徳、 指導等、 の総合的な 指導法 及び学習 に生じる	4	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	2	講義			2		必修
	幼児理解の理論及び方法		幼児理解の理論と方法	2	☆演習			2		必修
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		教育相談 (幼児教育)	2	講義				2	必修
教育実践に関する科目	教育実習	5	幼稚園教育実習 事前事後指導	1	実習		1			必修
			幼稚園教育実習 I	2	実習			2		必修
			幼稚園教育実習 II	2	実習			2		必修
	学校体験活動									
	教職実践演習	2	保育・教職実践演習 (幼稚園)	2	☆演習				2	必修

備考

1. 上表の科目はすべて人間形成学科の専門教育科目であり、「履修方法」欄の「必修」は免許状取得の上での必修科目です。「必修（学科）」は、保育士資格・幼稚園教諭免許の取得を希望する学生にとって卒業要件を満たす上でも必修となる科目です。
2. 上表の科目の他に、人間形成学科の専門教育科目から「保育学」を履修する必要があります。
3. 「☆演習」は、毎週1回（90分）で半期、原則として15回の授業です。

別表第2-1 大学が独自に設定する科目（幼稚園教諭一種免許状）

科目区分	本学での開設授業科目と履修方法							
	科目名	単位	方法	開設時期(標準履修年次)				履修方法等
				1年次	2年次	3年次	4年次	
大学が独自に設定する科目	造形Ⅰ	1	演習	1				必修
	音楽Ⅰ	2	演習	2				必修
	体育Ⅰ	1	演習		1			必修
	生涯教育論	2	講義		2			必修
	保育学	2	講義		2			必修
	造形Ⅱ	1	演習	1				4単位 選択必修
	音楽Ⅱ	1	演習		1			
	音楽Ⅲ	1	演習		1			
	体育Ⅱ	1	演習			1		
	知的障害者教育総論	1	講義			1		
	発達・重複障害者教育総論	1	講義			1		

備 考

1. 上表の科目は、すべて人間形成学科の専門教育科目です。

別表第2-2 幼稚園教諭一種免許状（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）

免許法施行規則の定める科目と最低修得単位数		本学での開設授業科目と履修方法							
		科目名	単位	方法	開設時期(標準履修年次)				履修方法
					1年次	2年次	3年次	4年次	
日本国憲法	2	憲法	2	講義	2				必修
体育	2	健康科学実習Ⅰ	1	☆実習	1				必修
		健康科学実習Ⅱ	1	☆実習	1				必修
外国語コミュニケーション	2	スピーキング・リスニング上級(1)	1	演習	1				うち1科目を履修(必修)
		スピーキング・リスニング中級(1)		演習	1				
		スピーキング・リスニング初級(1)		演習	1				
		スピーキング・リスニング上級(2)	1	演習	1				うち1科目を履修(必修)
		スピーキング・リスニング中級(2)		演習	1				
		スピーキング・リスニング初級(2)		演習	1				
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報処理の基礎と演習	2	☆演習	2				必修

備 考

1. 上表の科目は、すべて人間社会学部の基盤教育科目（教養科目、基礎科目）です。
 2. 「☆実習」「☆演習」は、毎週1回（90分）で半期、原則として15回の授業です。

別表第23 特別支援教育領域に関する科目等（特別支援学校教諭二種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者））

免許法施行規則の定める科目と最低修得単位数		本学での開設授業科目と履修方法								
		科目名	単位	方法	開設時期(標準履修年次)				履修方法	
					1年次	2年次	3年次	4年次		
特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	障害者教育総論	2	講義	2				必修
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	8	知的障害者の心理・生理・病理	1	講義	1				必修
			肢体不自由者の心理・生理・病理	1	講義	1				必修
			病弱者の心理・生理・病理	1	講義		1			必修
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		知的障害者の指導法	2	講義		2			必修
	肢体不自由者の指導法		1	講義		1			必修	
	病弱者の指導法		1	講義		1			必修	
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		知的障害者教育総論	1	講義			1		必修
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	3	発達・重複障害者教育総論	1	講義			1		必修
			視覚障害者教育総論	1	講義			1		必修
			聴覚障害者教育総論	1	講義			1		必修
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	特別支援学校教育実習事前事後指導	1	実習				1	必修
			特別支援学校教育実習	2	実習				2	必修

備考

- この表の科目は、特別支援学校教諭二種免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者)の取得のために特に履修する科目です。
- 「履修方法」欄の「必修」は免許状取得の上での必修科目であることを示します。

別表第24 公認心理師国家試験受験資格を取得するために必要な科目

必要な科目	本学での開設授業科目と履修方法							
	科目名	単位	方法	開設時期(標準履修年次)				履修方法
				1年次	2年次	3年次	4年次	
公認心理師の職責	公認心理師の職責	2	講義		2			必修
心理学概論	心理学概論	2	講義	2				必修
臨床心理学概論	臨床心理学概論	2	講義			2		必修
心理学研究法	心理学研究法	2	講義		2			必修
心理学統計法	心理学統計法	2	講義		2			必修
心理学実験	心理学実験Ⅰ	2	☆演習		2			必修
	心理学実験Ⅱ	2	☆演習		2			必修
知覚・認知心理学	知覚心理学（知覚・認知心理学）	2	講義			2		必修
	認知心理学（知覚・認知心理学）	2	講義			2		必修
学習・言語心理学	学習心理学及び言語心理学（学習・言語心理学）	2	講義		2			必修
感情・人格心理学	感情・人格心理学	2	講義	2				必修
神経・生理心理学	生理心理学及び神経心理学（神経・生理心理学）	2	講義		2			必修
社会・集団・家族心理学	社会心理学（社会・集団・家族心理学）	2	講義	2				必修
	家族心理学（社会・集団・家族心理学）	2	講義				2	必修
発達心理学	発達心理学Ⅰ-A	2	講義	2				必修
	発達心理学Ⅱ	2	講義	2				必修
障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学	2	講義		2			必修
心理的アセスメント	心理的アセスメント	2	☆演習			2		必修
心理学的支援法	心理学的支援法	2	講義		2			必修
健康・医療心理学	健康・医療心理学	2	講義		2			必修
福祉心理学	福祉心理学	2	講義	2				必修
教育・学校心理学	教育心理学概論（教育・学校心理学）	2	講義		2			必修
	教育相談（教育・学校心理学）	2	講義				2	必修
司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	2	講義		2			必修
産業・組織心理学	産業・組織心理学	2	講義			2		必修
人体の構造と機能及び疾病	医学概論（人体の構造と機能及び疾病）	2	講義	2				必修
精神疾患とその治療	精神医学Ⅰ（精神疾患とその治療Ⅰ）	2	講義			2		必修
	精神医学Ⅱ（精神疾患とその治療Ⅱ）	2	講義			2		必修
関係行政論	保健医療福祉の法と制度（関係行政論）	1	講義		1			必修
	教育制度論（関係行政論）	2	講義			2		必修
	更生保護（関係行政論）	2	講義			2		必修
	人的資源管理論（関係行政論）	2	講義		2			必修
心理演習	心理演習	2	☆演習			2		必修
心理実習 （80時間以上）	心理実習Ⅰ	1	実習		1			必修
	心理実習Ⅱ	1	実習			1		必修
	心理実習ⅢA	1	実習			1		必修
	心理実習ⅢB	1	実習				1	必修

備考

- 法律で定められている公認心理師の受験資格は以下の3つです。いずれかに該当すれば受験資格を得ることができます。
 - 大学で公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業し、かつ大学院で公認心理師となるために必要な科目を修めて修了した者
 - 大学で公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業し、かつ2年以上、特定の施設において心理に関する支援の業務に従事した者
 - 文部科学大臣及び厚生労働大臣が上記2つに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者
- 受験資格を得るためには、すべての科目を履修してください。
- 「☆演習」は、毎週1回(90分)で半期、原則として15回の授業です。

別表第 25 保健師国家試験受験資格に関する科目

保健師国家試験受験資格を取得するためには、下記表に掲げる授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

表

授業科目	開講年次		単位数
公衆衛生看護学Ⅰ	2	前期	2
公衆衛生看護学Ⅱ	4	前期	2
公衆衛生看護学Ⅲ	4	後期	1
公衆衛生看護アセスメント論Ⅰ	3	通年	2
公衆衛生看護アセスメント論Ⅱ	4	前期	2
公衆衛生看護技術論Ⅰ	4	前期	2
公衆衛生看護技術論Ⅱ	4	前期	2
ハイリスク支援論	4	通年	2
組織協働活動論	4	後期	2
公衆衛生看護管理論	4	後期	2
保健医療福祉の法と制度	1	前期	1
保健医療福祉行政論	4	後期	2
疫学	2	後期	2
保健統計学	2	前期	2
公衆衛生看護学実習Ⅰ	4	前期	1
公衆衛生看護学実習Ⅱ	4	後期	4

別表第26 養護に関する科目（養護教諭一種免許状）

施行規則に定める科目区分等			本学での開設授業科目と履修方法							
科目 区分	各科目に含めることが必 要な事項	単 位 数	科 目 名	単位	方法	開設時期(標準履修年次)				履修 方法
						1年次	2年次	3年次	4年次	
養 護 に 関 す る 科 目	衛生学・公衆衛生学 (予防医学を含む。)	4	公衆衛生学	2	講義	2				必修
			疫学	2	講義		2			必修
			保健統計学	2	講義		2			必修
			保健社会学	1	講義	1				必修
	学校保健	2	学校保健学	1	講義			1		必修
			小児看護学	2	講義		2			必修
			暮らしと保健福祉・看護	2	講義	2				必修
	養護概説	2	養護概説	2	講義		2			必修
	健康相談活動の理論・ 健康相談活動の方法	2	健康教育論	2	講義			2		必修
	栄養学（食品学を含 む。)	2	栄養学	2	講義	2				必修
	解剖学・生理学	2	生態機能看護学Ⅰ	2	講義	2				必修
			生態機能看護学Ⅱ	2	講義	2				必修
	「微生物学、免疫学、 薬理概論」	2	感染・免疫看護学演習	1	演習	1				必修
			看護薬理学	2	講義		2			必修
	精神保健	2	精神保健学	2	講義		2			必修
	看護学（臨床実習及び 救急処置を含む。)	10	基礎看護学概論	2	講義	2				必修
			基礎看護技術論	2	演習	2				必修
			シンプトンマネジメント論	1	演習		1			必修
			フィジカルアセスメント論	2	演習		2			必修
			看護過程	1	演習		1			必修
			看護研究	2	講義		2			必修
			家族看護学	1	講義		1			必修
			精神看護学	2	講義		2			必修
			精神看護学演習	2	演習			2		必修
			人間のライフステージと看護	1	講義	1				必修
			成人老年看護学Ⅰ（急性期）	2	講義		2			必修
			成人老年看護学Ⅱ（回復期・慢性期）	2	講義		2			必修
			小児看護学演習	2	演習			2		必修
			小児看護学実習	2	実習			2		必修
合計		28		51		17	25	9		必修 51

別表第27 教育の基礎的理解に関する科目等（養護教諭一種免許状）

施行規則に定める科目区分等			本学での開設授業科目と履修方法							
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	科目名	単位	方法	開設時期(標準履修年次)				履修方法
						1年次	2年次	3年次	4年次	
教育の基礎的理解に関する科目	・教育理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育学概論 B	2	講義	2				必修
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教師論	1	講義			1		必修
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育と社会・地域	1	講義	1				必修
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達心理学Ⅰ－A	2	講義	2				必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別の支援を必要とする子供の理解	1	講義		1			必修
	・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程編成論	2	講義		2			必修
道徳及び、生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目	・道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	道徳教育 A	1	講義		1			必修
			特別活動・総合的な学習の時間	1	講義		1			必修
	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育方法論	1	講義		1			必修
	・生徒指導の理論及び方法		生徒指導論 A	2	講義				2	必修
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談	2	講義			2		必修
教育実践に関する科目	養護実習	5	養護実習 事前事後指導	1	実習				1	必修
			養護実習	4	実習				4	必修
	学校体験活動									
	教職実践演習	2	教職実践演習 (養護教諭)	2	演習				2	必修
合計		21		23		5	6	3	9	23

別表第 2 8 教育職員免許法施行規則 6 6 条の 6 に定める科目
(養護教諭一種免許状、養護教諭二種免許状)

免許法施行規則の定める科目と最低 修得単位数		本学での開設授業科目							
		科目名	単位	方法	開設時期(標準履修年次)				履修方法
					1年次	2年次	3年次	4年次	
日本国憲法	2	憲法	2	講義	2				必修
体育	2	健康科学	2	講義		2			必修
外国語コミュニ ケーション	2	リーディング・ライティング 初級 (1)	1	演習	1				うち1科目を 履修 (必修)
		リーディング・ライティング 中級 (1)		演習					
		リーディング・ライティング 上級 (1)		演習					
		リーディング・ライティング 初級 (2)	1	演習	1				うち1科目を 履修 (必修)
		リーディング・ライティング 中級 (2)		演習					
		リーディング・ライティング 上級 (2)		演習					
		スピーキング・リスニング 初級 (1)	1	演習	1				うち1科目を 履修 (必修)
		スピーキング・リスニング 中級 (1)		演習					
		スピーキング・リスニング 上級 (1)		演習					
		スピーキング・リスニング 初級 (2)	1	演習	1				うち1科目を 履修 (必修)
		スピーキング・リスニング 中級 (2)		演習					
		スピーキング・リスニング 上級 (2)		演習					
数理、デー タ活用及び人 工知能に関す る科目又は情 報機器の操作	2	情報処理演習Ⅰ	1	演習	1				必修
		情報処理演習Ⅱ	1	演習	1				必修
		情報機器の操作							
合計		8	10		8	2			

別表第 2 9 外国人留学生特別科目

授業科目の区分と科目名	単位	授業方法
日本語中級 A	3	演習
日本語中級 B	3	演習
日本語上級 A	3	演習
日本語上級 B	3	演習
日本語会話 A	3	演習
日本語会話 B	3	演習
日本事情 A	2	講義
日本事情 B	2	講義
日本語表現論Ⅰ	1	演習
日本語表現論Ⅱ	1	演習